

三重県企業庁第3次中期経営計画

(平成27年度～平成28年度)

平成27年3月
三重県企業庁

目 次

第1章 策定の趣旨	1
1 目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
第2章 「第2次中期経営計画」(平成23年度～平成26年度)の取組成果と課題	2
第3章 経営の状況	12
1 水道用水供給事業	12
2 工業用水道事業	16
3 電気事業	20
第4章 今後2年間の重点的な取組	25
1 計画的な施設改良の推進	25
2 市町、民間事業者、ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組	26
3 技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組	26
4 「企業庁のあり方に関する基本的方向について」の具体化による経営改善	27
第5章 事業別の取組	28
1 水道用水供給事業	28
2 工業用水道事業	35
3 電気事業	42
第6章 環境への配慮と地域貢献活動の取組	48
1 環境に配慮した事業活動の取組	48
2 施設開放等による地域貢献活動の取組	49
第7章 経営基盤強化の取組	50
1 柔軟で効率的な組織体制の整備	50
2 技術継承と人材育成	50
3 危機管理体制強化の取組	51
4 ISO9001による品質向上への取組	52
5 広報活動方針	53
6 財務運営方針	54
7 適正な資産管理の取組	58
第8章 計画達成状況の公表・評価方法	59
1 成果指標の実績把握と公表	59
2 ユーザー、有識者など外部からの意見聴取	59
参考資料	60

第1章 策定の趣旨

1 目的

企業庁では、知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向について」^{※1}を具体化するため、平成19年11月に、10年間(平成19年度から平成28年度)の事業運営の理念や道筋を定めた「三重県企業庁長期経営ビジョン」^{※2}(以下「長期経営ビジョン」という。)を策定しました。

また、その実行計画として、平成19年度から平成22年度までの4年間の具体的な経営改善などの取組を示した「三重県企業庁中期経営計画」(以下「第1次中期経営計画」という。)および平成23年度から平成26年度までの具体的な経営改善などの取組を示した「三重県企業庁第2次中期経営計画」(以下「第2次中期経営計画」という。)を策定し、計画的な施設改良や水質管理の強化など「安全・安定」供給の取組を行いました。

「三重県企業庁第3次中期経営計画」(以下「第3次中期経営計画」という。)は、「長期経営ビジョン」の計画期間の最終となる平成27年度から平成28年度における経営目標の達成に向けた具体的な取組を示し、効率的で透明性の高い企業経営を持続させることを目的としています。

2 計画の位置づけ

「第3次中期経営計画」は、「第2次中期経営計画」の検証をふまえたうえで、「長期経営ビジョン」の目標達成に向けた、平成27年度から平成28年度までの2年間の進捗管理を的確に行うための計画として位置づけます。

展開にあたっては、

「三重県企業庁施設改良計画」(以下「施設改良計画」という。)

「三重県企業庁防災危機管理推進計画」(以下「防災危機管理推進計画」という。)

「三重県企業庁人材育成方針」(以下「人材育成方針」という。)

など複数の個別計画に示す取組と相互に関連させながら進めます。

3 計画期間

平成27年度から平成28年度までの2年間とします。

<参 考>

※1 「企業庁のあり方に関する基本的方向について」は、参考資料P74を参照。

※2 「長期経営ビジョン」における「経営方針」と「経営目標」は、参考資料P61を参照。

第2章 「第2次中期経営計画」(平成23年度～平成26年度)の取組成果と課題

企業庁では、「将来にわたって持続可能な水と電気の『安全・安定』供給の実現を図り、県民の暮らしの安全・安心の確保と経済・産業の発展に寄与する」という使命を果たすため、平成23年度から平成26年度まで「第2次中期経営計画」に基づく取組を進めてきました。

経営方針に基づく各取組の主な成果と課題については次のとおりです。

□主な取組成果と課題――

1 計画的な施設改良の推進

水道用水供給事業、工業用水道事業に関しては、地震により被災した場合に復旧に長時間を要する浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化を優先的に実施してきました。

また、老朽劣化対策として、耐用年数が経過した電気・計装・機械設備について、劣化状況や交換部品の製造中止などを総合的に判断しながら更新してきました。

電気事業に関しては、水力発電事業の民間譲渡にかかる譲渡課題であるPCB含有大型変圧器の取替などを実施しました。

今後も、水道用水供給事業、工業用水道事業については、将来、発生が予想される大規模地震に備え、「第3次中期経営計画」の期間内における工事対象を精査した上で、引き続き、耐震化や老朽劣化対策を重点的に行う必要があります。

2 市町、民間事業者、ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組

「震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定」を締結している5市(津市、四日市市、鈴鹿市、名張市、伊賀市)と、震災時等に機器の適切な相互利用が図れるよう、それぞれが保有している検査機器等の情報共有を行うとともに、水質検査機器を保有していない市町の職員を対象に、水質事故等の初期対応について出前研修を実施しました。

また、民間事業者である浄水場運転監視業務の受託者と、技術力向上に向けた実践的な研修や緊急時対応等の訓練を実施しました。

水道用水供給事業、工業用水道事業のユーザーには、経営状況等の説明会の開催やメールマガジンの発行を通じて水源状況等の情報提供を行いました。

今後も、「安全・安定」供給を持続していくため、引き続き、市町等との情報共有や研修・訓練を継続し、連携・協働を図っていく必要があります。

3 技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組

施設の維持管理業務等の民間委託を進める中で、職員が業務において実務経験を積む機会が減少しています。このため、職員の監督員として必要となる指導監督能力や知識の習得、維持、向上および緊急時の対応能力の強化を図るための業務に沿った専門研修を実施するとともに、危機発生時の対応に関する研修・訓練を職員と受託事業者が合同で定期的に行いました。

また、職員の総合的な能力の開発・育成を図るため、職種を問わず企業庁の業務全般についての知識や技術を習得するための各種研修を行うとともに、知事部局や外部機関が主催する研修も活用し、取組を行いました。

今後も、職員の技術力の維持・向上や確実な技術継承を行うため、業務に沿った専門研修やOJTをより充実し、引き続き、人材育成に取り組む必要があります。

4 「企業庁のあり方に関する基本的方向について」の具体化による経営改善

知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向について」に沿って、4つの経営改善を行ってきました。

(1) 市水道事業への一元化^{※1}

平成23年4月の志摩市への一元化後、県から市に対し3年間（平成23年度～平成25年度）職員を派遣し、浄水場の運転管理業務の監督やダムを含む施設の維持管理について、OJTにより市職員への技術継承を行いました。

(2) 技術管理業務の包括的な民間委託

工業用水道事業では、平成21年度から、運転監視、浄水場の施設管理および除草等を業務範囲とする包括的な民間委託を導入しました。平成24年度からの契約では、包括する委託業務の委託範囲について、導入効果を検証したうえで除草業務などを除外し、浄水処理に関連のある電気・計装設備点検業務を新たに加える見直しを行ったことにより、業務の効率化やコストの削減につながっています。

水道用水供給事業への包括的な民間委託の導入については、これまで工業用水道事業で実施してきた委託業務の実績をふまえ、コスト等も含めて総合的に判断した結果、水道における重い事業者責任を果たすとともに、緊急時には浄水場での当庁職員による迅速な判断・対応が求められるため、すべてを委託者に委ねる包括的な民間委託は導入せず、従来どおり、運転監視等の業務を個別に民間委託することで事業を管理運営していくこととしました。

引き続き、工業用水道事業については導入効果を検証しながら包括的な民間委託を継続していくとともに、水道用水供給事業については、水道における事業者としての責任を果たすことで、「安全・安定」供給を行っていく必要があります。

(3) 水力発電事業の民間譲渡

平成23年8月に中部電力(株)と、「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を締結しました。

この合意書に基づき、平成25年4月1日に青蓮寺発電所および比奈知発電所の2発電所を、平成26年4月1日に宮川第一発電所、宮川第二発電所および蓮発電所の3発電所を譲渡しました。

平成27年4月1日に長発電所、宮川第三発電所、三瀬谷発電所、大和谷発電所および青田発電所の5発電所を譲渡し、水力発電事業は終了します。

(4) RDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管

水力発電事業譲渡後の平成27・28年度においてRDF焼却・発電事業を引き続き企業庁で運営するためには、RDF焼却・発電事業を地方公営企業法第2条第3項に規定する任意適用事業^{※2}として位置づけることが必要なことから、平成27年4月1日の新たな特別会計の設置に向けて設置条例の改正などの手続きを行って

<参 考>

※1 市水道事業への一元化

市町村合併により1市供給となった地域において、「水源から家庭の蛇口まで」一体となった水質管理と効率的な経営が行えるよう水道用水供給事業を市に譲渡すること。

※2 任意適用事業

地方公営企業法の規定の全部を当然に適用する事業に該当せず、地方公共団体の自主的な決定により、条例で法の規定の全部又は財務規定などを任意で適用する事業。

きました。

平成29年度以降のあり方については、三重県RDF運営協議会において関係市町と協議した結果、事業期間を4年間延長し平成32年度末までとすること、および平成29年度以降平成32年度末までの事業主体を「県」とすることとなりました。

今後、平成29年度以降の事業主体である「県」の担当部局を「企業庁」とするのか「知事部局」とするのかについては、関係部局で協議し決定していく必要があります。

5 事業執行にかかるその他の主な取組

(1) 建設・拡張事業の的確な推進

南勢志摩水道用水供給事業について、平成27年4月の大台町への給水開始に向けて、送水管の布設工事などを実施しました。

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）の取水・導水施設については、平成25年度に取水施設の建設に着手することとしていましたが、平成24年11月および平成25年1月に受水市町から県に対し、市町の水道事業の経営悪化を理由に施設整備時期の延伸要望がなされました。このため、県環境生活部が中心となって受水市町等と協議を行った結果、施設整備を7年間延伸することになりました。

今後は、平成32年度からの取水・導水施設整備に向けて、県環境生活部とともに関係市町と協議を進めていく必要があります。

(2) 未利用水等への対応

工業用水について、県や市町の企業誘致部局などと連携し、受水を希望する企業への対応を行った結果、平成23年度から平成26年度までの4年間で、14件の新規又は増量の給水を行いました。

また、地下水を使用している企業や、当庁の配水管路付近に立地し工業用水を使用していない企業に対し、3年ごとにアンケート調査を実施するとともに、受水見込みのある企業に対して営業活動を行いました。

今後も、将来需要への水資源として確保されている未利用水の利用を促進するため、水資源関係の部局と連携して、有効利用対策に取り組んでいく必要があります。

(3) 効率的な事業執行

平成22年3月に県が策定した「公共事業コスト構造改善に関する第4次行動計画（平成22年度～平成26年度）^{※1}」に基づき、コスト縮減のみを重視するのではなく、コストと品質の両面を重視する取組を推進しています。また、その取組内容を「コスト構造改革システム」で情報共有することで、他工事との同時施工や他事業の施設活用を行うなど、効率的な事業執行に取り組みました。

今後も、経済性にも配慮し、公共事業の計画段階から維持管理まで投資に対して最も価値の高いサービスを提供する、コストと品質の両面を重視した取組を推

<参 考>

※1 公共事業コスト構造改善に関する第4次行動計画(平成22年度～平成26年度)

公共事業の品質に配慮しつつ、コスト構造改善を加えた施策を総合的に推進するため、ライフサイクルコストの改善などの取組を定めたもの。

進していく必要があります。

(4) 安全・安定運転の取組

水力発電事業について、ダム操作規程を遵守した安全なダム運用や、点検業務の委託などによる効率的な発電運用に取り組みました。今後は、水力発電事業の民間譲渡に伴い不要となったPCB廃棄物の処分などの残務整理を行っていく必要があります。

RDF焼却・発電事業について、各運転管理業務の受託事業者と緊密な連携のもと一体となって発電所の管理に努めており、今後も安全対策に取り組み、「安全・安定」供給を継続することが必要です。

6 環境・地域への貢献

(1) 環境に配慮した事業活動の取組

環境負荷の低減・環境創造の推進に率先して取り組む方針のもと、企業庁では本庁各課がISO14001環境マネジメントの認証対象組織として、各事業所は認証対象組織に準じた組織としてそれぞれ環境活動に取り組みました。

平成26年度からは、県庁の環境マネジメントのシステムが、ISO14001の取組から政策を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」にシステムが一本化され、企業庁においてもこれまでの成果を維持しながらこの新システムでの環境活動に継続的に取り組む必要があります。

また、「三重県新エネルギービジョン」に基づき再生可能エネルギー施設の導入を推進するため、平成26年度に小水力発電施設の導入に向けた設計業務を実施しており、引き続き、再生可能エネルギー施設の導入を推進していく必要があります。

(2) 施設開放等による地域貢献活動の取組

浄水場等の施設見学の受け入れや地域との交流などを通じて、県民に水環境への理解や関心を高めてもらうための地域貢献活動を実施しており、今後もこうした活動を継続していく必要があります。

7 経営基盤の強化

(1) 柔軟で効率的な組織体制の強化

「企業庁のあり方に関する基本的方向について」の具体化など企業庁の実施する事業の変化をふまえ、組織体制の見直しを行ってきました。特に、水力発電事業の民間譲渡に伴い平成25年度末で宮川発電管理支所を、平成26年度末で三瀬谷発電管理事務所を廃止しました。

このような事業の変化のなか、組織の縮小・廃止や事務の効率化などによる定数の削減を行うとともに、計画的な施設改良の推進などに必要な職員を柔軟に配置することにより、適正な人員配置を行いました。

今後も、企業庁を取り巻く社会環境の変化に的確に対応した効率的・効果的な組織体制にしていく必要があります。

(2) 技術継承と人材育成

知識や経験が豊富な職員を講師とした、より実践的な専門研修を実施するとともに職員間で他所属の抱える課題などを共有することにより、業務全般に対する知識が深まり、各職場でOJTを実践できる人材を育成することができました。

今後も、職員のニーズも反映しながら、有効な研修を実施することで、技術継承がより効果的に行われるよう取り組んでいく必要があります。

(3) 危機管理体制強化の取組

職員の危機管理意識や能力の向上を図るため、危機管理マニュアルや大規模災害発生時等の企業庁独自の参集体制に基づく研修・訓練を実施しました。また、災害時における実践力の向上を図るため、OBボランティア、市町、業界団体と連携した訓練を実施するとともに、県が策定した「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月）」に沿った、「三重県企業庁新型インフルエンザ等対策マニュアル」を平成25年12月に策定しました。

今後も、災害や危機発生時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、取組を継続していく必要があります。

(4) ISO9001を活用した品質向上の取組

ISO9001を活用した業務の継続的な改善により、顧客満足の上昇など品質向上に取り組んでおり、外部審査においては、品質マネジメントシステムが有効かつ適切に運用されているとの評価を得ました。

今後も、安全・安心な製品を安定供給できる体制を強化していくための取組が必要です。

(5) 広報活動の取組

広報活動方針に基づき、ホームページ等により事業内容や経営の情報をわかりやすく提供するとともに、広報活動の一環として、地域住民や小学生の社会見学の場として浄水場を公開してきました。また、ボトルウォーターの製作、浄水場施設の同時公開および施設見学バスツアーを行うなど、「水の大切さ」等についてのPRを行いました。

今後も、水環境への理解や関心を高めてもらうため、これらの取組を継続させる必要があります。

(6) 財務運営の健全化

平成21年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行され、地方公営企業においても「資金不足比率^{※1}」の公表が義務付けられるなど、財政状況をより明確に示すことが求められています。

企業庁では、資金不足は発生していませんが、健全経営の取組として高金利企業債や水資源機構割賦負担金の借換および内部留保資金を活用した繰上償還を行

<参 考>

※1 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

(算式) 資金の不足額／事業の規模

資金の不足額：流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産

事業の規模：営業収益の額－受託工事収益の額

うことで支払利息を軽減するとともに、新規企業債の発行の抑制に努め自己資本の充実を図りました。併せて支払利息の軽減により費用の削減が図られたことから、将来の経営状況を見通したうえで、工業用水道料金の引き下げを行うとともに、平成27年4月1日の水道料金の改定に向けた取組を進めました。

今後も健全経営の取組を継続させる必要があります。

【利息負担軽減額（実績）】

(単位:百万円)

事業区分	取組内容	借換、 繰上償還額	利息負担 軽減額	左記のうち H23～H26 の軽減額
水道事業	高金利企業債の繰上償還	274	77	32
	水機構割賦負担金の借換、繰上償還	853	104	50
工業用水道事業	高金利企業債の繰上償還	173	37	26
	水機構割賦負担金の借換、繰上償還	2,651	396	256
計		3,951	614	364

(7) 適正な資産管理の取組

資金の確実かつ効率的な運用に努めるとともに、施設の撤去により不要となった土地および水力発電事業の民間譲渡に伴い発生した譲渡対象外資産等の処分に取り組みました。

今後も、未利用資産の処分について、計画的に取り組んでいく必要があります。

8 計画達成状況の公表・評価方法

効率的な事業運営や経営改善を行うため、成果指標や財務指標を定めて事業運営を行っており、この指標については、毎年計画の進捗状況を検証し、ホームページなどで県民等に公表しました。

また、ユーザーや有識者などを構成員とした「企業庁の経営に関する懇談会」を毎年度開催し、経営状況についての意見交換を行い、経営の効率化等に関する専門的な立場からのさまざまな意見を聴取し、経営改善等の参考としました。

今後も経営に関する情報などを公表していくとともに、幅広い意見を取り入れ、事業運営に反映していく必要があります。

□成果指標における実績――――

(次頁の成果指標にかかる実績の総括)

成果指標については、「施設の耐震化率」や「給水原価」など、各事業の経営改善の状況を判断するのに重要と考えられる項目を設定し、事業成果の検証を行いました。

その結果、工業用水道事業における老朽劣化対策や耐震化の進捗に遅れがあるものの、水道事業における浄水場の主要施設の耐震化を平成24年度に完了し、水力発電事業の段階的な譲渡を円滑に進めるなど、計画期間全体をとおしておおむね設定した目標に沿った取組ができました。

なお、事業別における主な状況は、次のとおりです。

- 水道用水供給事業では、「設備の更新率」が目標を少し下回りましたが、このことは、対象設備の延命が可能と判断したことにより生じたものです。
また、「水質基準適合率」では、平成25年度に渇水や夏場の急激な気温上昇等の影響から、一時的にアルミニウムが水質基準（水道水が有すべき性状に関する項目）を超える事案が発生しました。
- 工業用水道事業では、主要施設および水管橋の耐震化について、目標値に対して遅れが生じていますが、このことは、耐震化の工事範囲が大規模化したことや河川改修工事との工程調整などにより生じたものです。また、「設備の更新率」が目標を下回りましたが、このことは、対象設備の延命が可能と判断したことによるものです。
「給水原価」は、日常の点検管理により設備の延命化を図るなど事業コストの削減を図った結果、目標を達成しました。
「年間給水量」については、受水企業の撤退などにより目標値を下回りました。
- 水力発電事業では、平成23年の台風災害や渇水の影響などの外的要因で「供給電力量」が目標値を下回りました。
また、「溢水電力量」は平成23年度を除いて目標を達成できました。
- RDF焼却・発電事業では、市町のRDF製造施設との協調のもと、日常的なRDFの品質管理や搬入量の調整により効率的な運転を心掛けた結果、計画期間全体をとおして「RDF1t当たりの発電量」は目標を上回りました。
また、平成24年度のボイラー故障による設備停止の影響を除いて、「RDFの外部処理」は発生していません。

「第2次中期経営計画」における成果指標

事業区分	経営目標	指標(単位)	目指すべき状態	H22末	H23	H24	H25	H26
水道用水供給事業	・計画的な施設改良の推進	浄水場等における主要施設の耐震化率(%)	浄水場等における主要施設の耐震化が計画的に実施され、水道用水が安定的に供給できる状態であること	98.4	99.2	100	100	100
		水管橋の耐震化率(%)	水管橋の耐震化が計画的に実施され、水道用水が安定的に供給できる状態であること	92.9	93.5	95.9	97.1	99.4
		設備の更新率(%)	設備の老朽劣化対策が計画的に実施され、水道用水が安定的に供給できる状態であること	—	24.4	53.3	84.4	100
	・市町、民間事業者と連携した水質管理強化の推進	水質基準適合率(%)	水質基準に適合し、水道用水が安全であること	100	100	100	100	100
					100	100	98.8	100
	・包括的な民間委託の推進 ・建設・拡張事業の推進 ・効率的な事業執行	給水障害発件数(件)	水道用水が安全で安定的に供給されていること	0	0	0	0	0
					0	0	0	0
	給水原価(円/㎡:税抜)	事業が効率的に運営されていること	109	113.9	110.5	111.1	110.1	
				108.0	106.1	106.7	106.7	
工業用水道事業	・計画的な施設改良の推進	浄水場等における主要施設の耐震化率(%)	浄水場等における主要施設の耐震化が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	73.4	78.1	79.7	85.9	92.2
		水管橋の耐震化率(%)	水管橋の耐震化が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	73.0	77.0	87.8	95.9	95.9
		管路の更生率(%)	管路の老朽劣化対策が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	—	13.5	13.5	82.3	100
		設備の更新率(%)	設備の老朽劣化対策が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	—	15.8	42.1	66.7	100
	・包括的な民間委託の推進 ・効率的な事業執行	給水障害発件数(件)	工業用水が安全で安定的に供給されていること	0	0	0	0	0
					0	1	0	0
					24.0	24.9	23.8	24.0
		年間給水量(百万㎡)	工業用水が安定的に供給されていること	218	225	225	225	225
					220	215	212	205
	・ユーザーとの協働 ・未利用水等への対応	新規・増量契約件数(件)	新規需要に迅速、的確に対応していること	7	5(5)	5(10)	5(15)	5(20)
3(3)					3(6)	3(9)	5(14)	

○上段は第2次中期経営計画(平成23年3月策定、平成24年4月および平成25年4月に一部改定)の目標値、下段は実績。

事業区分	経営目標	指標(単位)	目指すべき状態	H22末	H23	H24	H25	H26
電気事業	・民間譲渡	水力発電事業譲渡日	目標日までの円滑な譲渡の完了	—	—	平成24年度末第1段階譲渡	平成25年度末第2段階譲渡	平成26年度末第3段階譲渡
					—	H25.41	H26.41	H27.41
	・安全・安定運転の取組 ・計画的な施設改良(改修)の推進	発電施設の耐震化率(%)	主要施設の耐震化が計画的に実施され、電気が安定的に供給できる状態であること	96.7	97.8	98.9	100	100
		設備の更新率(%)	設備の老朽化対策が計画的に実施され、電気が安定的に供給できる状態であること	—	30.4	42.9	66.1	100
					19.6	42.9	73.2	100
		溢水電力量(千kWh)	効率的な発電運用と維持管理により、安定的に電力が供給されていること	8,061	6,000以下	33,500以下	34,000以下	30,400以下
					32,495	27,377	27,327	6,419
		供給電力量(千kWh)	電力が安定的に供給されていること(クリーンエネルギーの確保)	292,169	296,623	260,495	246,472	78,331
					251,986	251,412	185,522	68,886
	⑭発電によるCO2削減量(千t-CO2)	地球温暖化防止に貢献していること	214	217	190	180	57	
				184	184	136	50	
	供給支障件数(件)	電力が安定的に供給されていること	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	
RDF焼却・発電	・安全・安定運転	RDF外部処理委託量(t)	発電所が安定稼働されていること	0	0	0	0	0
					0	548	0	0
	RDF1tあたりの発電量(kWh/t)	電力が安全・安定供給されていること(廃棄物エネルギーの有効活用)	1,297	1,305	1,305	1,305	1,305	
			1,306	1,316	1,388	1,341		

○上段は第2次中期経営計画(平成23年3月策定、平成24年4月および平成25年4月に一部改定)の目標値、下段は実績。

□まとめ――――

「第2次中期経営計画」の実施期間では、知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向について」に沿って、水力発電事業の民間譲渡などの経営改善に取り組むとともに、計画的な施設改良や市町と連携した水質管理の強化を図ることなどを重点的な取組とし、「安全・安定」供給に努めてきました。

経営状況に関しては、効率的な事業経営に取り組むため、各事業において計画的で統一的な財務運営を行っています（主な状況については次のとおり）。

- ア 水道用水供給事業および工業用水道事業では、公的資金補償金免除繰上償還制度などを活用して長期債務の繰上償還を実施したことで、支払利息の軽減が図られたことなどから費用が減少し、計画を上回る純利益を確保しています。また、的確な需要予測や経費削減を行うことで、平成25年4月から北伊勢工業用水道料金の引き下げを行うとともに、平成27年4月1日の水道料金の改定に向けた取組を進めました。
- イ 平成26年度までに譲渡が完了した発電所に充当していた企業債については、繰上償還を行いました。
- ウ RDF焼却・発電事業では、平成24年11月からの固定価格買取制度の適用や、平成25年度から売電先を入札で決定したことにより、売電収入が増加し、収支改善を図りました。

成果指標における実績については、気象状況や社会動向などの外的要因による影響などから未達成のものがありますが、「企業庁のあり方に関する基本的方向について」に沿った経営改善を着実に進めており、計画期間全体をとおしてはおおむね設定した目標に沿った取組を進めることができました。

全体を総括すると、「長期経営ビジョン」の経営理念^{※1}に基づき、将来にわたって持続可能な水と電気の「安全・安定」供給を実現するための具体的な取組を進めることができました。

「第3次中期経営計画」の実施期間においても、引き続き「企業庁のあり方に関する基本的方向について」の具体化による経営改善や計画的な施設改良の推進等、「長期経営ビジョン」における重点的な取組としている経営目標の達成に向け、的確な進捗管理を行い、経営改善の取組を着実に進めていく必要があります。

<参 考>

※1 経営理念

『企業庁は確かな技術とチャレンジ精神で、三重の活力と安心に貢献する公営企業をめざします。』

- ①「安全・安心・安定」供給を次世代につなげます
- ②技術力で県民の皆さんと確かなパートナーシップを築きます
- ③常に上のステージをめざし、自ら変革を続けます

第3章 経営の状況

1 水道用水供給事業

(1) 事業の概要

水道用水供給事業では、北中勢水道用水供給事業および南勢志摩水道用水供給事業の2事業を実施しており、県内29市町のうち17市町に水道用水を供給しています。また、平成27年4月から新たに大台町への給水を開始し、供給先が18市町となります。

給水能力は5浄水場で日量42万7,666m³となっており、平成26年度の給水量は7,525万6千m³の見込みで、17受水市町の水道使用量の約37%(平成24年度)、県全体の水道使用量の約30%(平成24年度)に相当しています。

① 営業事業

事業名		水源	浄水場	給水能力 (m ³ /日)	給水対象市町	管路延長 (km)
北中勢 水道用 水供給 事業	北勢系	木曾川総合用水 (岩屋ダム)	播磨	80,300	桑名市、四日市市、鈴鹿市、木曾 岬町、朝日町、川越町	168.6
		三重用水	水沢	51,000	四日市市、鈴鹿市、菟野町	
		長良川 (長良川河口堰)	播磨	18,000	桑名市、四日市市、鈴鹿市、木曾 岬町、朝日町、川越町、亀山市、菟 野町	
	中勢系	雲出川(君ヶ野ダム)	高野	81,416	津市、松阪市	136.4
		長良川 (長良川河口堰)	大里	58,800	津市、松阪市	
南勢志摩水道 用水供給事業		榎田川(蓮ダム)	多気	138,150 (139,850)	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、 明和町、度会町、玉城町、多気町、 (大台町)	118.1 (120.1)
計			5ヶ所	427,666 (429,366)	計 17市町 (18)	423.1 (425.1)

※()は、平成27年4月1日に給水開始する大台町を含んだ数値。

② 建設事業

事業名	水源	計画 目標 年度	給水対象市町および給水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (百万円)
北中勢水 道用水供 給事業 (第2次拡 張事業) 長良川水 系	長良川 (長良 川河口 堰)	H30	桑名市 1,100 朝日町1,000 四日市市2,200 川越町1,400 鈴鹿市 2,200 菟野町 700 亀山市 7,400 計 18,000 木曾岬町2,000	18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部給水 H23.4.1	H10 ~H29	20,406 (16,890)
			津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10.4.1	H10 ~H29	70,711 (37,281)
計			76,800	76,800			91,117 (54,171)

※ 計画目標年度は、事業認可計画時において施設能力に見合う需要が発生すると見込んだ年度。

※ 事業費下段()書きは、内数で専用施設の執行額。

③ 確保水源^{※1}

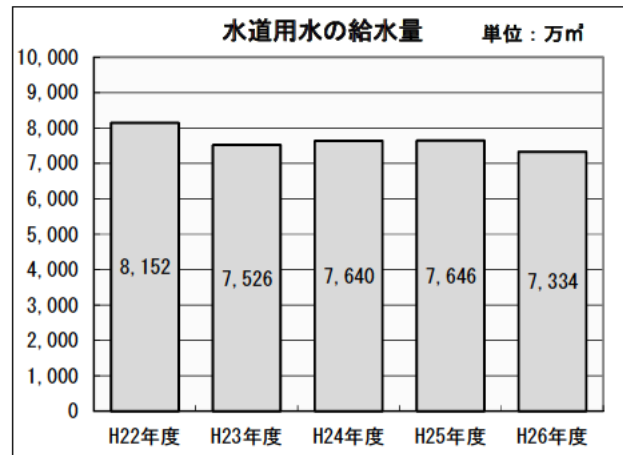
水 源	計画給水量 (m ³ /日)	工 期	事業費	備 考
長良川 (長良川河口堰)	151, 200	昭和43～平成6年度	78. 2億円 (長良川河口堰)	水源施設は完了 (水資源機構管理)
榑田川 (蓮ダム)	20, 850	昭和46～平成3年度	36. 1億円 (蓮ダム)	水源施設は完了 (国土交通省管理)
計	172, 050		114. 3億円	

※事業費は、事業化分を除いた確保水源としての水道負担額。

(2) 経営の状況

① 給水量の状況

給水実績は、平成23年度は志摩市水道事業への一元化により給水量が減少し、その後は、受水市町における自己水源の湧水や建設改良工事により一時的に増加したものの、微減傾向で推移しています。



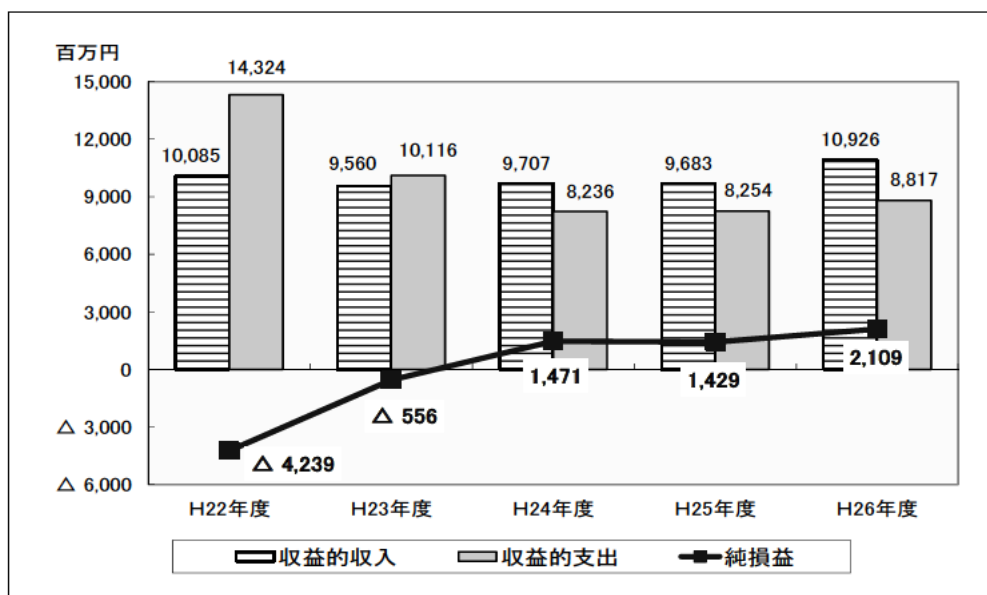
② 収支の状況

平成26年度の収益については、年間給水量が前年度と比べて、減少し、給水収益も減少となりましたが、会計基準の見直しに伴う長期前受金戻入および退職給付引当金戻入益等により、約109億円となる見込みです。

費用については、みなし償却廃止に伴う減価償却費の増等により、約88億円となる見込みです。

こうしたことから、平成26年度の純利益は、約21億円となる見込みです。

【純損益の推移】



<参 考>

※1 確保水源

将来の水需要等に対応するため、県が確保している水源。

③ 施設の整備状況

南勢志摩水道用水供給事業では、大台町への新規給水開始に向けて、送水管等の布設工事を実施しました。

また、北中勢水道用水供給事業(長良川水系)では、取水口整備に平成25年度から着手する予定でしたが、県環境生活部主導のもと、関係市町との調整の結果、平成37年度を新たな目標として事業の推進を図ることとなりました。

一方、既存施設については、主要施設や水管橋^{※1}の耐震化や耐用年数の経過した設備の老朽劣化対策などの更新・改良工事を計画的に実施しています。

④ 資産と負債の状況

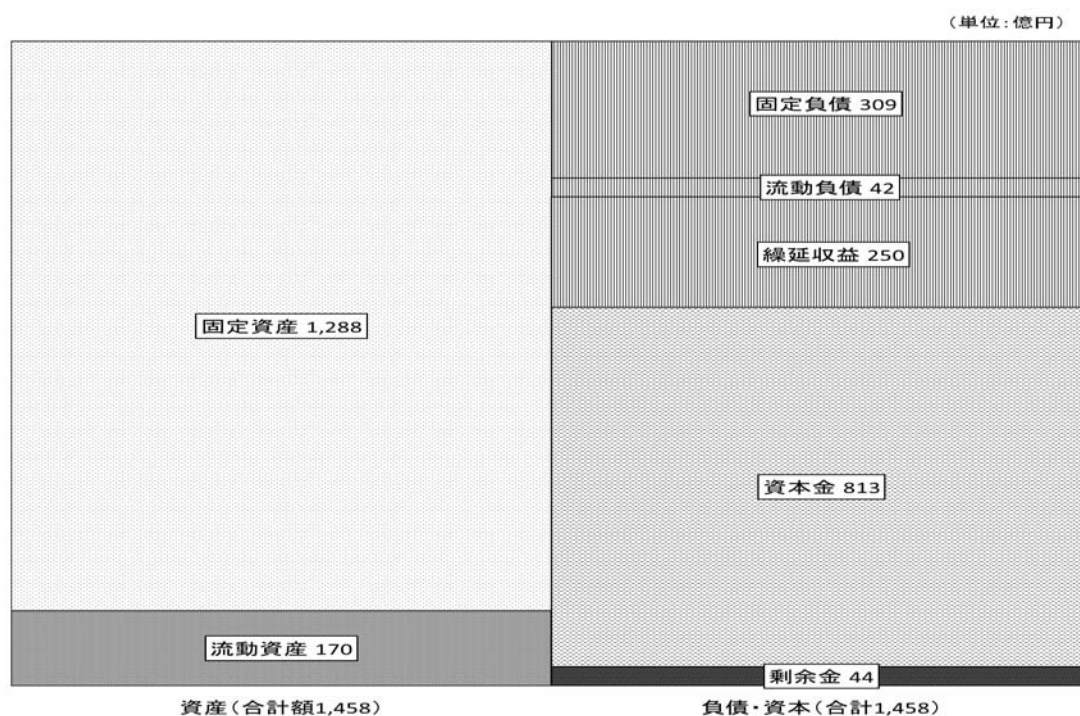
平成26年度末の資産の状況は、施設などの固定資産約1,288億円と現金預金などの流動資産約170億円を合わせ約1,458億円となる見込みです。

負債は、企業債などの固定負債約309億円、企業債や未払金などの流動負債約42億円および償却資産の改良等に充てた補助金等の繰延収益約250億円を合わせて約601億円となる見込みです。

資本金は自己資本金であり、約813億円となる見込みです。

剰余金は約44億円となる見込みで、国庫補助金などの資本剰余金約9億円と利益剰余金約35億円の合計です。

【平成26年度 資産と負債の状況】



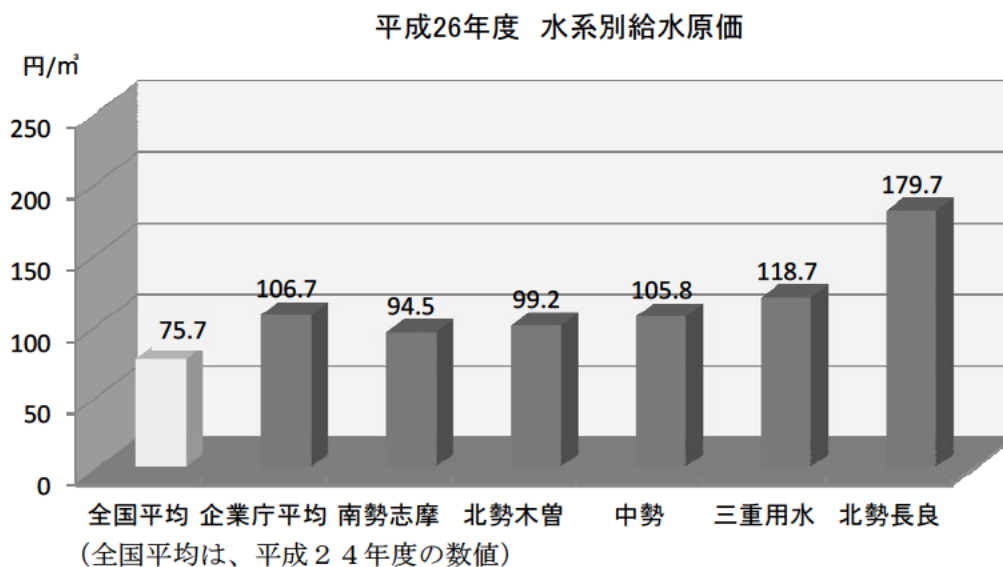
<参 考>

※1 水管橋

河川、道路および鉄道などを横断する水道管の橋。

(3) 経営にあたっての留意点

- ① 事業全体として、他県に比べて用水供給地域が広範囲かつ水源から遠く、地形的にも起伏があるため施設整備費が割高となることから、給水原価^{※1}が全国平均（75.7円/m³：平成24年度）と比較して高い状況となっています。



- ② 今後、給水人口の減少やそれに伴う給水収益の減少が予測されます。
- ③ 施設の老朽化や大規模地震の発生に備え、引き続き、耐震化を含めた計画的な施設の改良・更新が必要です。
- ④ これらのことから、経営にあたっては、施設の長寿命化等によるコスト削減など、更なる費用の削減を図りながら、計画的な施設改良に取り組むことで、将来にわたり安全・安心な水道供給を持続していくことが求められています。

< 参 考 >

※1 給水原価

有収水量^{※2}1m³を作るために要する費用。

{経常費用－(受託工事費＋材料および不用品売却原価＋長期前受金戻入)} / 有収水量

※2 有収水量

料金徴収の対象となる水量。 有収水量＝給水量

2 工業用水道事業

(1) 事業の概要

工業用水道事業は、昭和31年に四日市工業用水道(昭和36年県土木部から北伊勢工業用水道として引継)の給水を開始して以来、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道、昭和61年には多度工業用水道で給水を開始しました。

現在、県域全体では最大給水能力日量91万1,500m³となっており、平成26年度の実給水量^{※1}は1億6,065万m³の見込みで、県内の92社105工場に工業用水を給水しており、県全体の工業用水需要量の約63%(平成24年度)に相当しています。

また、将来の水需要に備えて三重用水、長良川河口堰に水源を確保しています。

①営業事業

事業名	水源	浄水場	給水能力 (m ³ /日)	契約水量 ^{※2} (m ³ /日)	給水区域	給水工場数	管路延長 (km)
北伊勢工業用水道事業	長良川	沢地	250,000	724,820	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、朝日町、川越町	70社81工場	295.6
	員弁川	伊坂	180,000				
	木曾川総合用水 (岩屋ダム)	山村	(560,000) 400,000				
多度工業用水道事業	三重用水	多度	10,000	—	桑名市	—	0.3
中伊勢工業用水道事業	雲出川 (君ヶ野ダム)	—	(50,000) 33,000	17,810	津市	15社17工場	39.0
松阪工業用水道事業	榎田川	—	38,500	38,500	松阪市	7社7工場	15.3
計		4ヶ所	(1,088,500) 911,500	781,130		92社105工場	350.2

(注)給水能力の()は全体計画量を示します。

②確保水源

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費	備考
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 30.1億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
長良川河口堰 関連工業用水道事業(仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 266.3億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
計			519,800		296.4億円	

(注)計画給水量については、事業予定計画水量

<参考>

※1 実給水量

実際に1年間にユーザーへ給水した水量。

※2 契約水量(基本使用水量)

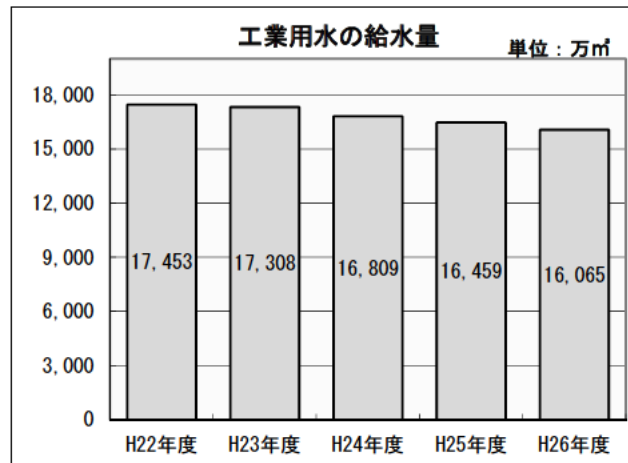
一日の各時間において使用する水量の最大量に24を乗じて得た一日あたりの水量。

(2) 経営の状況

① 給水量の状況

工場の新設・増設に伴う水需要の増加がある一方で、工場の撤退に伴う工業用水の使用廃止により、実給水量は微減傾向にあります。

このため、未契約水^{※1}は増加傾向にあり、現在、約13万m³/日の未契約水を抱えています。



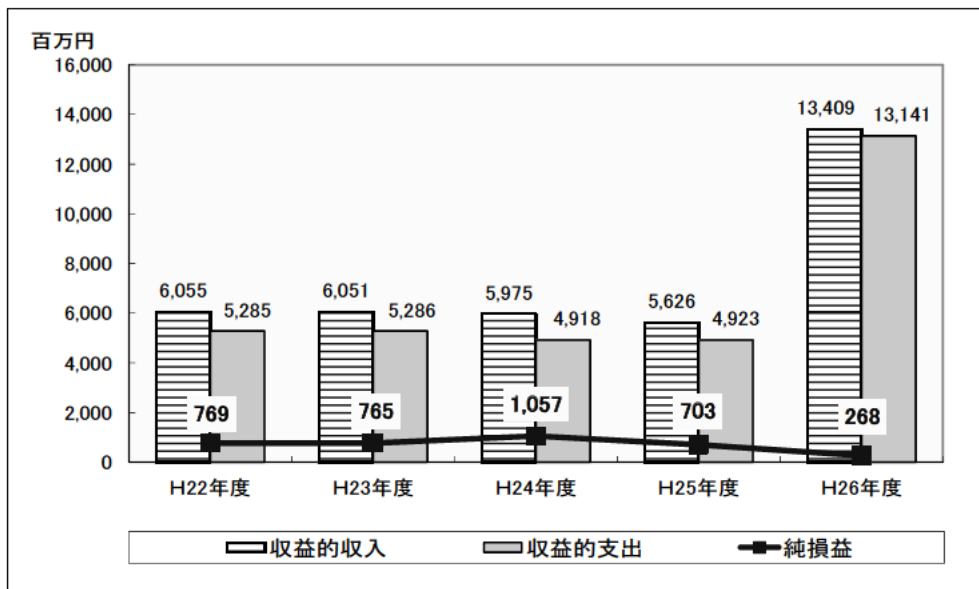
② 収支の状況

平成26年度の収益については、多度工業用水道事業における給水先の工業用水使用廃止などに伴い給水収益が減少となりましたが、長期前受金戻入の増および給水先からの廃止負担金等により、約134億円となる見込みです。

費用については、多度・鈴鹿工業用水道事業の減損損失^{※2}等により、約131億円となる見込みです。

こうしたことから、平成26年度の純利益は、約3億円となる見込みです。

【純損益の推移】



< 参 考 >

※1 未契約水

水源施設、専用施設ともに完成しているが、受水契約していないもの。

※2 減損損失

固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の便益に比べ過大となっている場合で、一定の条件のもとで帳簿価額を減額した時に発生する損失。

③ 施設の整備状況

企業からの新たな工業用水の需要に対応するため、配水管布設工事などを行い、平成23年度から平成26年度の4年間で、14件の新規又は増量の給水を行いました。

また、水管橋落橋防止などの耐震化や耐用年数の経過した施設の老朽劣化対策など、更新・改良等を計画的に実施しています。

特に、膨大な施設を抱える北伊勢工業用水道では、幹線部分の配水管更生工事などを計画的に実施しています。

④ 資産と負債の状況

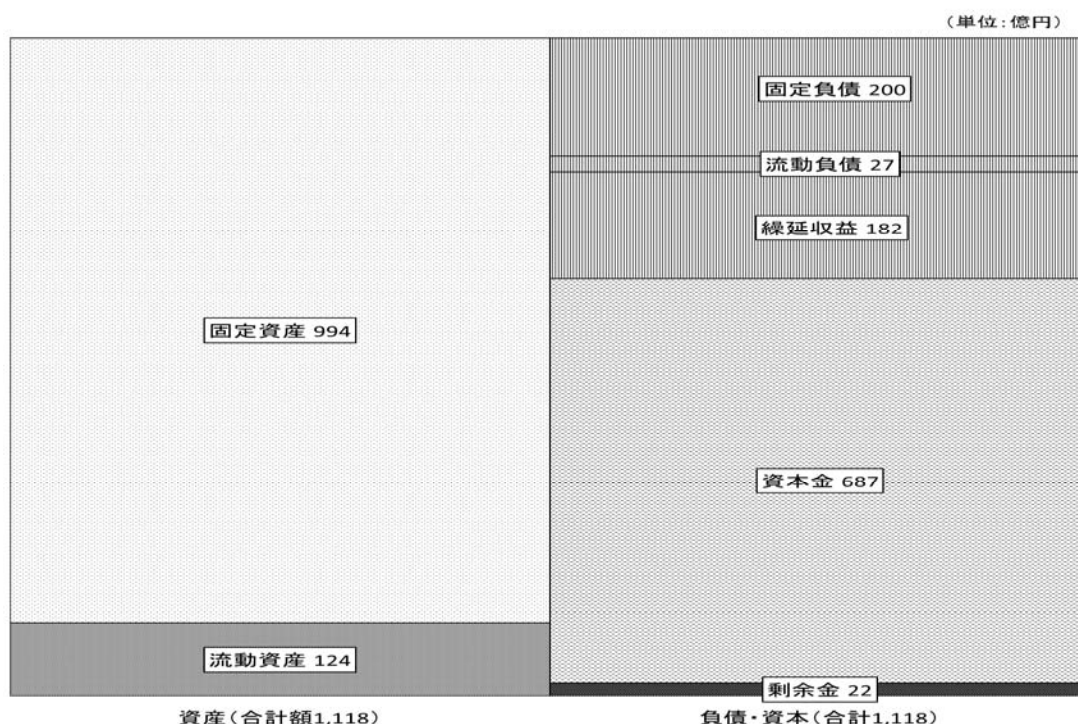
平成26年度末の資産の状況は、施設などの固定資産約994億円および現金預金などの流動資産約124億円を合わせ約1,118億円となる見込みです。

負債は、企業債などの固定負債約200億円、企業債や未払金などの流動負債約27億円および償却資産の改良などに充てた補助金等の繰延収益約182億円を合わせて約409億円となる見込みです。

資本金は自己資本金であり、約687億円となる見込みです。

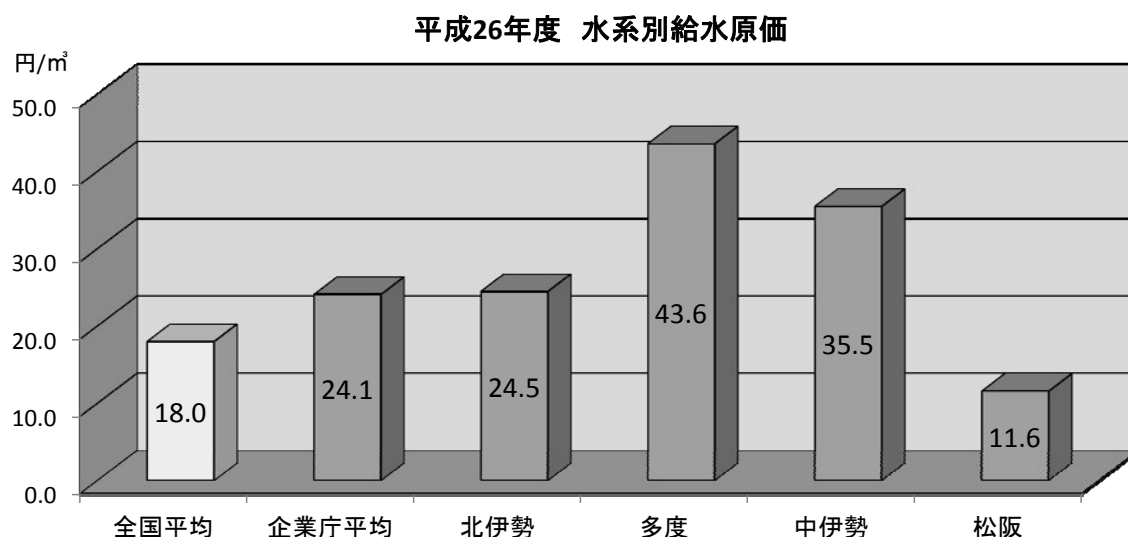
剰余金は約22億円となる見込みで、国庫補助金などの資本剰余金約12億円と利益剰余金約10億円の合計です。

【資産と負債の状況】



(3) 経営にあたっての留意点

- ① 事業全体としては、使用水量^{※1}の減少や施設改良の影響などにより、給水原価^{※2}は全国平均より高くなっています。
- ② 水系別の給水原価については、松阪工業用水道は全国平均(18.0円/m³:平成24年度)を下回っているものの、北伊勢工業用水道、中伊勢工業用水道および多度工業用水道^{※3}は上回っています。



※全国平均は、平成24年度の数値

- ③ 契約水量と使用水量について、平成26年度において、北伊勢工業用水道を中心に約25.0万m³/日の乖離が生じています。
- ④ 施設の老朽化や大規模地震の発生に備え、引き続き、耐震化を含めた計画的な施設の改良・更新が必要です。
- ⑤ これらのことから、未売水の解消に向けた工業用水の利用促進に取り組むとともに、品質を確保したうえで経済的な工法を採用することなどによるコスト縮減を図ることにより、効率的な事業運営に取り組んでいくことが求められています。

< 参 考 >

※1 使用水量

一日あたりの基本水量から一日あたりの休止水量を減じて得た水量。
なお、休止水量の変更時期は年2回。(5月、11月)。

※2 給水原価

有収水量1m³を作るために要する費用。
{経常費用-(受託工事費+材料および不用品売却原価+長期前受金戻入)} / 有収水量

※3 多度工業水道の給水原価

多度工業用水道については、水源である三重用水に係る費用(管理費負担金・減価償却費)が多額であり、また、他水系より良質な水質を保っているため、単価が高くなっている。

3 電気事業

(1) 事業の概要

① 水力発電事業

県の電気事業は、昭和27年に電気事業許可を受け、宮川総合開発事業の一環として長発電所を建設したことをはじまりに、平成10年度までの間に中南勢地域総合開発事業、石油代替エネルギー政策のもとで、10カ所の水力発電所を建設しました。

その後、知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」に沿って、平成25年4月に2発電所、平成26年4月に3発電所を中部電力(株)に譲渡したことにより、平成27年3月末現在の設備は、5発電所で、合計最大出力は、35,200 kWであり、平成26年度の供給電力量は6,888万6千kWhの見込みです。

なお、平成27年4月の5発電所の中部電力(株)への譲渡をもって、全ての譲渡が完了し、水力発電事業が終了します。

② RDF焼却・発電事業

資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するため、水力発電事業(本体事業)の附帯事業^{※1}として、三重ごみ固形燃料発電所を整備し、平成14年12月から稼働させています。

平成26年度は、関係5団体13市町が製造したRDF^{※2}を4万6千t受け入れ、6,151万2千kWhの発電が見込まれています。

【営業事業】

施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	最大出力 (kW)	RDF製造市町
三重ごみ固形燃料発電所	桑名市多度町力尾	240	12,050	桑名広域清掃事業組合(2市2町)、香肌奥伊勢資源化広域連合(1市3町) ^{※3} 、南牟婁清掃施設組合(1市2町)、伊賀市、紀北町

(志摩市は、平成25年度末で当事業を終了)

<参考>

※1 附帯事業

地方公営企業が経営する本体事業と密接な関係にあるものとして、本体事業に附帯して経営される事業。

※2 RDF

Refuse Derived Fuel(ごみ固形燃料)の略。家庭や事業者から排出された可燃性ごみを押し固めてつくられる燃料で、電気を発生させる熱源として利用できる。

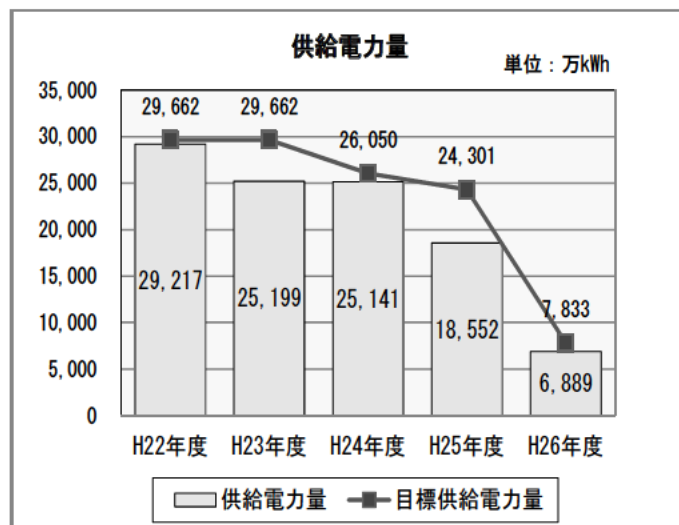
※3 松阪市は、平成26年度末で当事業を終了。

(2) 経営の状況

① 供給電力量等の状況

ア 水力発電事業の供給電力量の状況

平成23年度および平成25年度は平年より降雨量が少なかったことに加え、平成23年度は紀伊半島大水害による発電所の停止、平成25年度は上半期の渇水が影響し、大幅に目標供給電力量^{※1}を下回っています。

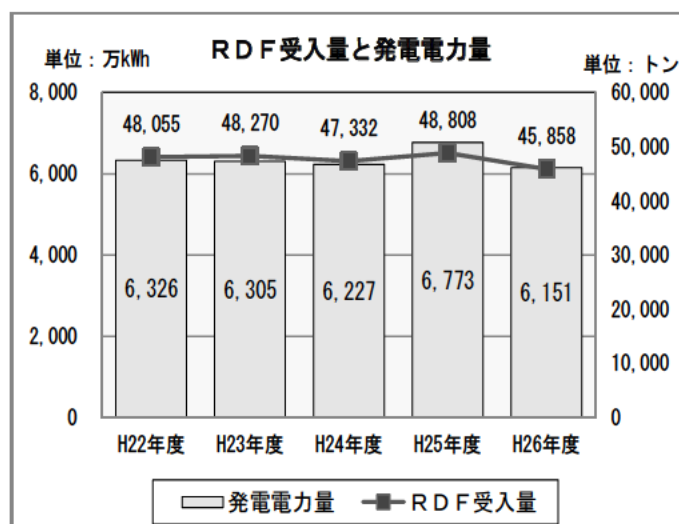


イ RDF受入量と発電電力量の状況

平成25年度は、1日平均約134tのRDFを受け入れ、約19万kWh（一般家庭約1万9千世帯分）の発電を行っています。

平成23年度から平成25年度のRDF受入量は、ほぼ横ばいでしたが、平成26年度は志摩市が脱退したことなどから減少しています。

また、発電電力量もRDF受入量に連動して推移しています。



② 収支の状況

ア 水力発電事業

平成26年度の収益については、宮川第一発電所、宮川第二発電所および蓮発電所の中部電力㈱への譲渡により供給電力量が大幅に減少したため、約17億円となる見込みです。

費用については、上記3発電所の中部電力㈱への譲渡に伴う費用の減や会計基準見直しに伴う退職給付引当金の繰入等により、約26億円となる見込みです。

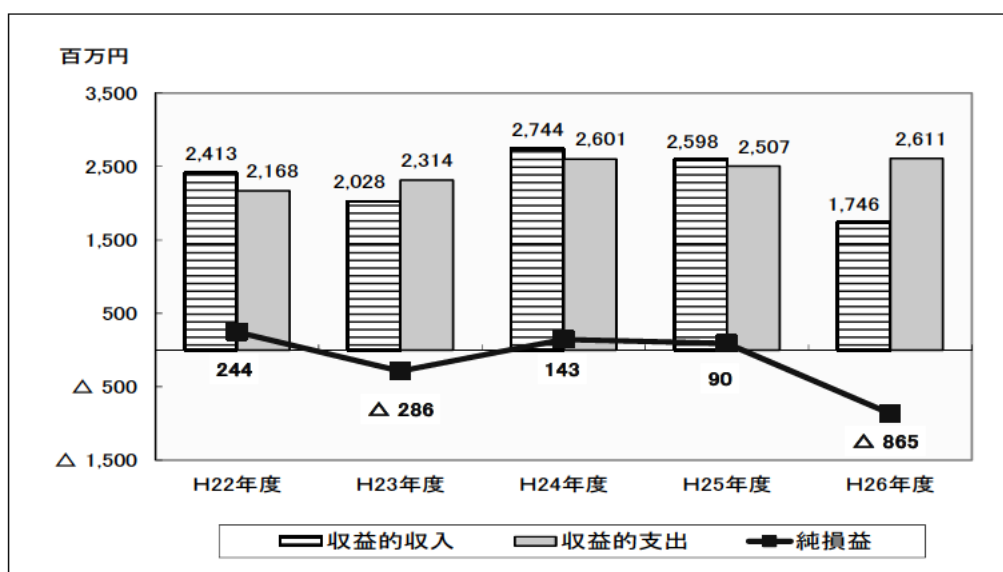
こうしたことから、平成26年度の純損失は、約9億円となる見込みです。

<参考>

※1 目標供給電力量

過去の実績などから将来の供給電力量を予測した値。

【純損益の推移】



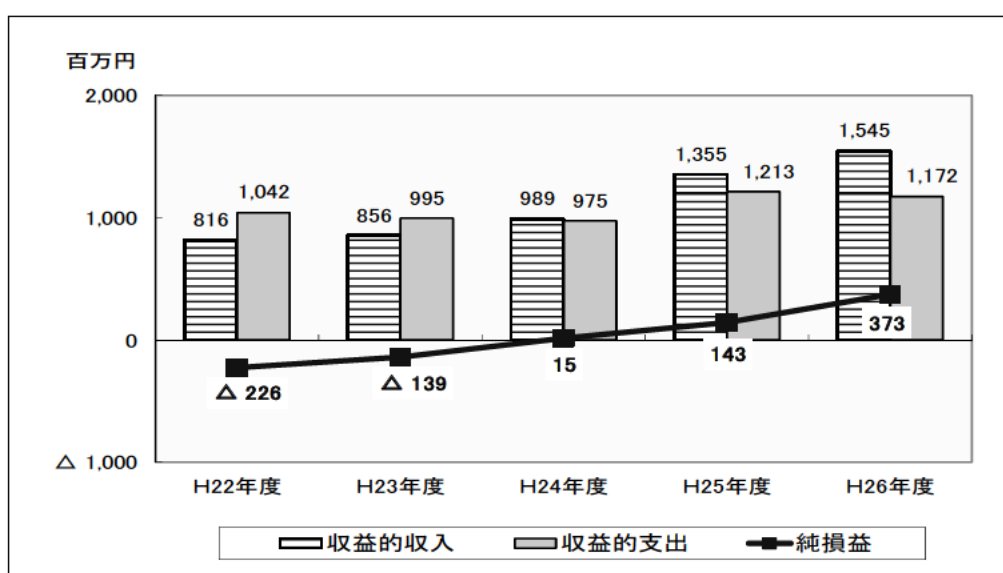
イ RDF焼却・発電事業

平成26年度の収益については、固定価格買取制度の適用や売電先を入札で決定し、平均売電価格が上昇したことなどにより、約15億円となる見込みです。

費用については、発電所施設管理運営業務に係る委託料年割額等により、約12億円となる見込みです。

こうしたことから、平成26年度の純利益は、約4億円となる見込みです。

【純損益の推移】



③ 施設の整備状況

ア 水力発電事業

安全で安定な電力供給を継続するため、PCB含有大型変圧器取替をはじめとする老朽化対策などを計画的に実施しました。また、平成23年の紀伊半島大水害（台風12号）により、青田発電所の導水路、導水路山側法面、導水路

への取付道路が大きく被災しましたが、復旧作業を行い平成27年3月に運転を再開しました。

イ RDF焼却・発電事業

三重ごみ固形燃料発電所は、平成15年8月に発生したRDF貯蔵槽爆発事故により運転を停止していましたが、維持管理体制を見直し、施設の総点検および安定運転のための改修を行うとともに、「安全管理会議」の設置、「危機管理マニュアル」の整備を行ったうえで、試運転を経て、平成16年9月に運転を再開しました。

その後、新たな貯蔵施設を整備し、平成18年8月から運用を開始するなど、爆発事故の教訓をふまえ、安全の確保に万全を期した運転管理を行い、現在、安定した運転を続けています。

④ 資産と負債の状況

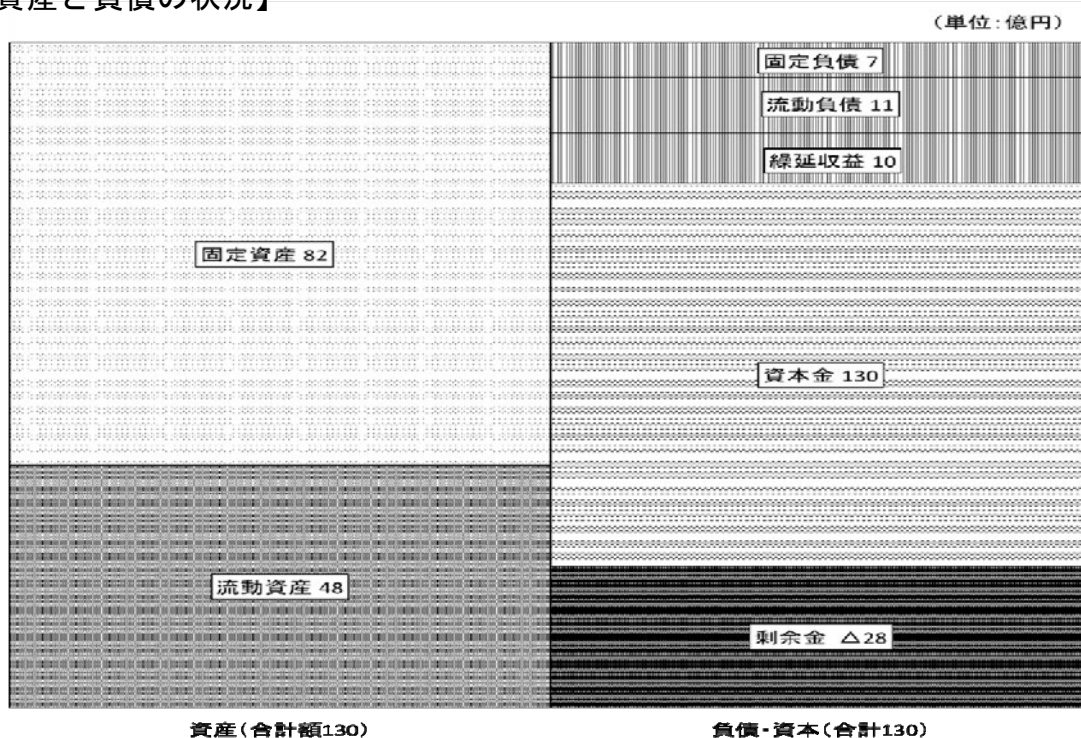
平成26年度末の資産の状況は、5つの水力発電所および三重ごみ固形燃料発電所の施設などの固定資産約82億円と現金預金などの流動資産約48億円を合わせ約130億円となる見込みです。

負債は、引当金などの固定負債約7億円、企業債や未払費用などの流動負債約11億円および償却資産の改良等に充てた補助金等の繰延収益約10億円を合わせて約28億円となる見込みです。

資本金は自己資本金であり、約130億円となる見込みです。

剰余金は未処理欠損金が約28億円となる見込みです。

【資産と負債の状況】



ア 水力発電事業

平成26年度末の資産の状況は、5つの水力発電所の中部電力㈱への譲渡により、残り5つの水力発電所施設などの固定資産約74億円と現金預金などの流動資産約76億円を合わせ約150億円となる見込みです。

負債は引当金などの固定負債、企業債や未払費用などの流動負債と繰延収益を合わせて約23億円となる見込みです。

資本金は自己資本金約128億円となる見込みで、剰余金は未処理欠損金約1億円となる見込みです。

イ RDF焼却・発電事業

平成26年度末の資産の状況は、施設などの固定資産と未収金などの流動資産を合わせて約9億円となる見込みです。

負債は引当金などの固定負債、未払費用などの流動負債と繰延収益を合わせて約34億円となる見込みです。

資本金は自己資本金約2億円となる見込みで、剰余金は未処理欠損金約27億円となる見込みです。

(3) 経営にあたっての留意点

- ① RDF焼却・発電事業は、平成28年度までは企業庁が運営することとしています。
- ② 水力発電事業譲渡後の平成27年度以降は、RDF焼却・発電事業を地方公営企業法の任意適用事業として経営を行っていく必要があります。
- ③ 三重ごみ固形燃料発電所の運営について、平成15年8月のRDF貯蔵槽爆発事故を教訓に、安全で安定した運転管理を確実に行っていく必要があります。
- ④ 一般廃棄物処理行政の一端として、市町のごみ処理が円滑に進むよう、引き続き、安定した運転を行っていく必要があります。
- ⑤ これらのことから、経営にあたっては、売電電力の入札による収益の確保や経費の節減に努めるとともに、運転管理業務受託事業者と緊密な連携のもと、三重ごみ固形燃料発電所の適切な運転管理に努め、RDF焼却・発電事業の安全・安定した運営に取り組んでいくことが求められています。

第4章 今後2年間の重点的な取組

「長期経営ビジョン」で示した4つの重点的な取組について、この2年間で次のとおり具体的な取組を進めます。

1 計画的な施設改良の推進

本格的な施設の更新時期に対応するとともに、将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備えるため、料金や経営状況への影響を考慮のうえ、ユーザーの理解を得ながら適正な財務運営のもと計画的な施設改良を推進します。

この2年間では約136億円の事業費を計上し、次の事業に重点的に取り組みます。

(1) 水道用水供給事業

水道用水供給事業については、「第2次中期経営計画」に引き続き、水管橋や管路などの耐震化を図るとともに、新たに、液状化等が想定されている地域の管路の耐震化や、分水施設等における設備を更新する老朽劣化対策を重点的に行います。

(2) 工業用水道事業

工業用水道事業については、引き続き、水管橋や主要施設の耐震化を行うとともに、施設の老朽劣化対策を計画的に行います。

【事業別の事業費】

(単位：百万円)

区分	H23~26*	H27	H28	H27~28計
水道用水供給事業	5,843	2,702	2,987	5,689
工業用水道事業	10,892	4,151	3,750	7,901
計	16,735	6,853	6,737	13,590

※ 4年間(平成23年度~26年度)の事業費について、平成25年度までは決算ベースの実績を、平成26年度は現時点(最終補正予算ベース)の見込みを計上。

【耐震化率の推移】

(単位：%)

区分	H26	H27	H28
水道用水供給事業 (主要施設)	100.0	100.0	100.0
水道用水供給事業 (水管橋)	98.2	98.8	98.8
工業用水道事業 (主要施設)	87.5	95.3	96.9
工業用水道事業 (水管橋)	90.5	94.6	94.6

2 市町、民間事業者、ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組

水道用水供給事業や工業用水道事業について、県全体の「安全・安定」供給を進めるため、市町、民間事業者、ユーザーと連携した取組を進めます。

(1) 市町との連携

市町の水質管理における技術の維持・向上を目指した研修を行うとともに、水質管理上の懸案課題等について、定期的に意見交換会を行うなど、日頃から技術交流を深め情報の共有化を図ることで、水質管理の強化に取り組みます。

(2) 民間事業者との連携

適正な役割分担のもと、一体となって「安全・安定」供給に取り組むため、民間事業者と連携した訓練などを行います。

(3) ユーザーとの協働

ユーザーの理解と協力による円滑な事業運営を図るため、定期的な協議の場を設置するとともに、経営状況や漏水情報などの必要な情報を適宜提供します。

3 技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組

「安全・安定」供給に係る事業者責任を果たすため、職員の技術力向上に取り組みます。

(1) 指導監督能力の育成

浄水場などにおける技術管理業務の包括的な民間委託に伴って必要とされる能力を明確にし、その向上を図る必要があります。また、公共工事の品質を確保するため、その執行事務を適正に実施していく必要があります。

このため、計画的な研修や実践的なOJTを実施し、職員の現場における対応能力の向上に努めます。

(2) 緊急時対応能力の強化

定期的に受託事業者と緊急時対応などの実践的訓練を行います。

(3) 総合的な能力の開発・育成

企業庁の業務全般についての幅広い知識・技術や課題を把握し、将来を見通した計画を立案できる企画立案能力・課題解決能力養成のための取組を行います。

このため、技術系職員の研修メニューを充実させるとともに、事業所と本庁間や知事部局との定期的な人事交流を行います。

4 「企業庁のあり方に関する基本的方向について」の具体化による 経営改善

平成19年2月に知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向について」の具体化による経営改善として、次のとおり取組を進めます。

項目	2年間の取組
(1) 市水道事業への一元化	「第2次中期経営計画」期間中に完了しました。
(2) 技術管理業務の包括的な民間委託※ ¹	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業については、平成21年度から導入し、その後、導入効果を検証したうえで委託範囲を見直すことにより、業務の効率化につながっており、引き続き、導入効果を検証しながら継続していきます。 水道用水供給事業については、供給における安全・安定性を確保し、当庁が事業者としての責任を果たすことを前提に、コスト等も含め総合的に検討した結果、今後も包括的な民間委託は導入せず、従来どおり運転監視等の業務を個別に民間委託し、事業運営を行っていきます。
(3) 水力発電事業の民間譲渡	平成27年4月1日で全ての譲渡が完了します。
(4) RDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管	水力発電事業の譲渡後の運営主体については、平成28年度までは、企業庁が引き続き、任意適用事業として運営します。平成29年度以降の運営主体については、「安全・安定」運営の確保を大前提とし、企業庁が運営主体となった場合の資金確保等さまざまなリスクを考慮したうえで、関係部局と協議をし、決定していきます。

<参 考>

※1 技術管理業務の包括的な民間委託

- 企業庁が実施している水道用水供給事業および工業用水道事業の浄水場等の管理に関する技術上の業務について、浄水処理に直結する運転監視業務や、それと一体的に行うことが効率的な複数の業務を一括して同一の民間事業者に委託すること。(包括的な民間委託は、水道法第24条の3に基づく第三者委託とは異なり、水道技術管理者が有する水道の技術管理に関する責任は、企業庁が有します。)
- 包括的な民間委託の進め方については、参考資料P72「浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託実施計画」のとおり。

第5章 事業別の取組

1 水道用水供給事業

(1) 経営目標

① 計画的な施設改良の推進

将来予想される大規模地震に備えるため、引き続き、大規模水管橋などの耐震化を重点的に実施するとともに、老朽劣化対策として、耐用年数を経過した電気・計装^{※1}・機械設備の更新を実施します。

また、液状化が想定される地域における管路の耐震化や経年変化により老朽化した管路の布設替えを行うことで、管路の耐震化を進めます。

② 市町、民間事業者と連携した水質管理強化の推進

市町に必要な水質管理に関する技術研修を行うとともに、日頃から市町や民間事業者との技術交流および情報共有を図ることで、水質管理の強化に取り組みます。

③ 技術管理業務の民間委託の推進

水道用水供給事業者^{※1}に課せられた重い事業者責任を果たすとともに、緊急時には浄水場での当庁職員による迅速な判断・対応が求められるため、すべてを委託者に委ねる包括的な民間委託は導入せず、従来どおり、運転監視等の業務を個別に民間委託し、事業運営を行います。

④ 建設・拡張事業の推進

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）の施設整備期間の延伸に伴う事業認可の変更手続を進めます。

⑤ 効率的な事業執行

建設改良および修繕等の工事の施工において、常にコストと品質の向上の両面を重視した取組を行います。

(2) 経営目標達成に向けた取組

① 計画的な施設改良の推進

【課題】

<耐震化>

- ・ 大規模地震による被害を最小限に抑えるため、応急復旧に時間を要する大規模水管橋や液状化が想定される地域における管路の耐震化を行う必要があります。

<老朽劣化対策>

- ・ 水道用水が安定的に供給できる状態を保つために、分水施設等における電気・計装・機械設備の老朽劣化対策を進める必要があります。
- ・ 経年変化に伴い、老朽劣化した管路の更新を行う必要があります。
- ・ 耐用年数を経過した水質機器などの更新を行う必要があります。

<参 考>

※1 計装設備：浄水処理などを行うための計測、制御装置

【取組】

<耐震化>

- ・ 震災時の応急復旧に時間を要する大規模水管橋については、引き続き、耐震化を計画的に実施します。
- ・ 液状化が想定されている地域に埋設されている管路については、計画的に整備を推進します。

<老朽劣化対策>

- ・ 老朽劣化が著しいと想定される箇所での管路の耐震化を計画的に実施することで、結果的に耐震化とともに老朽劣化対策も進めます。
- ・ 電気・計装・機械設備について、個々の設備の耐用年数、劣化状況および交換部品の製造中止などを総合的に判断して更新します。

ア 施設区分別事業費

(単位：百万円)

施設区分		年度			
		H23 ～H26	H27	H28	H27 ～H28計
専用施設	主要施設※1の耐震化	83	0	0	0
	水管橋の耐震化	849	92	31	123
	管路の漏水対策	731	322	9	331
	管路の耐震化	—	33	100	133
	機器・設備の更新	3,860	1,644	2,622	4,266
	その他	274	592	206	798
	小計	5,797	2,683	2,968	5,651
水源施設の耐震化等		46	19	19	38
合計		5,843	2,702	2,987	5,689

※4年間(平成23年度～平成26年度)の事業費について、平成25年度までは決算ベースの実績を、平成26年度は現時点(最終補正予算ベース)の見込みを計上。

イ 事業別事業費

(単位：百万円)

事業別			年度			
			H23 ～H26	H27	H28	H27 ～H28計
専用施設	北中勢	北勢系	1,920	878	1,079	1,957
		中勢系	2,129	1,278	1,167	2,445
	南勢志摩	南勢系	1,612	488	633	1,121
	水質検査機器		136	39	89	128
	小計		5,797	2,683	2,968	5,651
水源施設の耐震化等			46	19	19	38
合計			5,843	2,702	2,987	5,689

※4年間(平成23年度～平成26年度)の事業費について、平成25年度までは決算ベースの実績を、平成26年度は現時点(最終補正予算ベース)の見込みを計上。

<参考>

※1 主要施設：沈澱池、ポンプ所等

② 市町、民間事業者と連携した水質管理強化の推進

【課題】

- ・ 水道水の安全性や信頼性に対する法的な要求事項は高度化してきているため、市町等との連携を深めながら、水質管理の強化を図る必要があります。

【取組】

- ・ 「三重県精度管理協議会^{※1}」などを活用し、市町や民間事業者のニーズをふまえながら連携を行っていきます。
- ・ 各市町の水質管理上の懸案課題等について定期的に意見交換会を実施するとともに、事故時の水質管理や水質苦情時の初期対応などについて技術研修を行います。
- ・ 緊急時には、「震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定」に基づき、5市（津市、四日市市、鈴鹿市、名張市、伊賀市）と連携し水質検査機器を相互補完するなどの対応を行います。

③ 技術管理業務の民間委託の推進

【課題】

- ・ 限られた経営資源のもと、将来にわたって水道用水を「安全・安定」供給するためには、民間活力の導入による経営の効率化を図るとともに、官民が適正な役割分担のもと一体となって取り組むことにより、事業を継続していく必要があります。
- ・ 水道用水供給事業者に課せられた責務である安全・安定性の確保には、水質事故等緊急時の迅速な判断・対応が不可欠であり、これまで培ってきた技術・技能を職員間で確実に継承していく必要があります。

【取組】

ア 2年間の取組内容

- ・ 水道用水供給事業では、浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託は導入せず、従来どおり運転監視等の業務を個別に委託し、監督業務を担う当庁職員の技術力を高めながら、事業を管理運営していきます。

イ 具体的な推進計画

- ・ 平成24年度に高野浄水場の運転監視業務を民間委託したことで、当庁全ての水道用水供給事業における浄水場等の運転監視が民間委託となりました。今後も、業務効率の向上や安全性の確保などの観点から効果を検証しながら事業を管理運営していきます。

<参 考>

※1 三重県精度管理協議会

「三重県水道水質管理計画」に基づき、水道水の水質検査の精度を適正に管理するとともに検査担当者の技術の向上を図るため、平成9年度に県が設立。構成員は、県環境生活部、厚生労働省登録検査機関、企業庁や四日市市などの自己検査水道事業者、保健環境研究所など。

ウ 技術継承の検討

- ・ 浄水場等の運転管理業務をはじめとする民間委託を進めるなか、将来にわたっても職員の技術力の低下を招くことがないように、実践に即したOJTや研修等を行うことにより、職員の技術継承に取り組みます。

④ 建設・拡張事業の推進

【課題】

- ・ 北伊勢工業用水道の取水、導水、浄水および配水施設の一部を暫定的に使用して給水を行っている北中勢水道用水供給事業（長良川水系）について、適切な時期までにこの暫定措置を解消する必要がありますが、平成24年度に受水市町から県に対して、市町水道事業の経営状況の悪化を理由に、取水・導水施設の整備について、整備延伸の要請があり、協議の結果、平成37年度まで取水・導水施設の整備が延伸となっています。

【取組】

- ・ 北中勢水道用水供給事業（長良川水系）の取水・導水施設等の整備を延伸したことに伴い、整備に関する事業認可変更の手続きを進めます。

⑤ 効率的な事業執行

【課題】

- ・ コスト縮減の取組を継続する必要がある一方で、行き過ぎたコスト縮減は品質の低下を招くおそれもあり、コストと品質の両面を重視することが必要です。

【取組】

- ・ 「事業の計画段階から維持管理まで、投資に対して最も価値の高いサービスを提供する」というコストと品質を重視した総合的なコスト構造の改善を推進するため、適切な維持管理により施設の長寿命化に取り組みます。また、その取組成果については、毎年、組織内で情報共有し、次年度以降の取組に生かしてきます。

(3) 今後2年間の取組目標

今後2年間に取り組む目標を明確にするため、「経営目標」を達成するための成果指標を設定し、毎年度、進捗管理を行うことにより、着実に計画を推進します。

【「第3次中期経営計画」の経営目標を達成するための成果指標】

経営目標	指標 (単位)	目指すべき状態	H26末 (現状値)	H27	H28 (目標値)
① 計画的な施設改良の推進	浄水場等における主要施設の耐震化率(%)	浄水場等における主要施設の耐震化が計画的に実施され、水道用水が安定的に供給できる状態であること	100	100	100
	水管橋の耐震化率(%)	水管橋の耐震化が計画的に実施され、水道用水が安定的に供給できる状態であること	98.2	98.8	98.8
	管路の耐震化率(%)	管路の耐震化が計画的に実施され、水道用水が安定的に供給できる状態であること	—	測量設計着手	4.4
	設備の更新率(%)	設備の老朽劣化対策が計画的に実施され、水道用水が安定的に供給できる状態であること	93.3	—	—
② 市町・民間事業者と連携した水質管理強化の推進	水質基準適合率(%)	水質基準に適合し、水道用水が安全であること	—	33.3	100
			100	100	100
③ 技術管理業務の民間委託の推進	給水障害発生件数(件)	水道用水が安全で安定的に供給されていること	0	0	0
④ 建設・拡張事業の推進 ⑤ 効率的な事業執行	給水原価(円/㎥)	事業が効率的に運営されていること	106.7	112.2	111.7

〔成果指標の説明〕

- ・浄水場等における主要施設の耐震化率
企業庁が管理する主要施設129施設について、平成24年度で耐震化を完了。
- ・水管橋の耐震化率
企業庁が管理する水管橋170橋のうち、平成28年度までに168橋の耐震化を実施。
※平成26年度までに167橋の耐震化を完了しており、平成27年度に1橋完了予定。
残る2橋については、道路管理者の施工に合わせて工事を実施する必要があることから、平成29年度までに1橋の完了を予定し、残り1橋は、震災発生時に備えて応急資器材の確保を行う予定。
- ・管路の耐震化率
大規模地震等により液状化が想定されている地域に埋設されている管路や、老朽劣化が著しい管路（平成27年度～平成36年度の10年間での対象全長18,588m）のうち、平成28年度までに820mの耐震化を実施。
- ・設備の更新率
上段：「第2次中期経営計画」期間（平成23年度～平成26年度）での更新対象設備（90設備）のうち、平成26年度までに84設備を更新。
下段：「第3次中期経営計画」期間（平成27年度～平成28年度）で15設備を更新。
※「第2次中期経営計画」期間中における更新対象設備（90設備）のうち、6設備の延命が

可能と判断したため、84設備の更新完了により目標達成と整理し、「第3次中期経営計画」では、新たに浄水場や分水施設の水質機器等15設備の更新を実施。

- ・水質基準適合率
水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合。
- ・給水障害発生件数
当庁に起因する事故により、住民(受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民)への給水支障が生じた件数。なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民に支障が無い場合は給水障害としない。
- ・給水原価
有収水量1m³を作るために要する費用
{経常費用－(受託工事費＋材料および不用品売却原価＋長期前受金戻入)} /有収水量

(4) 収支計画

(単位:百万円)

区分		平成26年度 (補正後予算)	平成27年度 (当初予算)	平成28年度
収益的 収支	営業収益	9,327	8,041	7,996
	営業外収益	1,031	946	893
	特別利益	568	-	-
	収益計	10,926	8,987	8,889
	営業費用	7,856	8,240	8,226
	営業外費用	902	714	633
	特別損失	59	-	-
	費用計	8,817	8,954	8,859
	純利益	2,109	33	30
資本的 収支	企業債	210	-	-
	補助金	-	-	-
	出資金	1,178	1,062	1,066
	その他収入	464	432	250
	収入計	1,853	1,494	1,316
	建設改良費	2,025	2,745	3,068
	償還金	3,962	3,633	3,122
	支出計	5,987	6,378	6,190
	資本的収支不足額	△4,134	△4,884	△4,874
資金 収支	前年度末内部留保資金	15,322	16,342	14,684
	純利益	2,109	33	30
	当年度分損益勘定留保資金等	3,045	3,193	3,686
	資本的収支不足額	△4,134	△4,884	△4,874
	単年度資金収支	1,020	△1,657	△1,158
	当年度末内部留保資金	16,342	14,684	13,527

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み。
・四捨五入のため合計が合わない場合があります。

① 収益的収支

- ・ 収益は、平成27年4月の料金改定および需要量予測などから平成27年度以降は、約89億～90億円を見込んでいます。
- ・ 費用は、水道施設の修繕費や維持管理に係る委託料等で、平成27年度以降は、約89億円～90億円を見込んでいます。
- ・ 純損益は、平成27年度以降は約3千万円の純利益を見込んでいます。

なお、純利益は、原則として全額を減債積立金として利益処分し、企業債の償還金に充当する予定です。

② 資本的収支

- ・ 収入は、南勢水道拡張事業の終了に伴う工事負担金の減少や一般会計からの出資金が減少することなどにより、平成27年度以降は、約13億円～15億円を見込んでいます。
- ・ 支出は、建設改良事業において、施設の老朽劣化対策および耐震化工事などにより、平成27年度以降は、約27億円～31億円が必要となります。
- ・ 資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金などで補填していきます。

③ 資金収支

- ・ 単年度の資金収支は、平成27年度以降、赤字を見込んでいますが、平成28年度末の内部留保資金は約135億円を確保します。

(5) 長期債務償還計画

- ・ 企業債残高は、平成28年度末で約223億円となる見込みです。
- ・ 内部留保資金を活用しながら、新規企業債の発行抑制に努めます。

【長期債務残高】

(単位:百万円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
企業債	発行額	210	-	-
	償還額	3,713	3,633	3,122
	年度末残高	29,037	25,404	22,282
	うち高金利企業債	6,611	5,798	4,950
水資源機構 割賦負担金	年度末残高	-	-	-
合 計		29,037	25,404	22,282

(注) 高金利企業債は年利3.0%以上のものを計上。

2 工業用水道事業

(1) 経営目標

① 計画的な施設改良の推進

将来予想される大規模地震に備えるため、耐震性の低い施設の耐震化を引き続き実施するとともに、耐用年数を経過した制水弁や電気・計装・機械設備の更新などを計画的に実施します。

② 技術管理業務の包括的な民間委託の推進

民間活力の導入により経営の効率化を図り、将来にわたる「安全・安定」供給を実現するために、浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託を、効果を確認しながら、引き続き、実施していきます。

③ ユーザーとの協働

ユーザーの理解と協力のもとに経営を進めるため、経営状況や施設改良計画などの情報提供を進めます。

④ 未利用水等への対応

事業の経営基盤をより強固にし、未売水を減少させるため、県や市町の企業誘致部局との情報交換を密にして、新規誘致企業に対する営業活動を展開し、新規需要開拓を行います。

また、貴重な資源として確保されている未利用水の利用促進に取り組みます。

⑤ 効率的な事業執行

建設改良および修繕工事等の施工において、常にコストと品質の向上の両面を重視した取組を行います。

(2) 経営目標達成に向けた取組

① 計画的な施設改良の推進

【課題】

<耐震化>

- ・ 大規模地震による被害を最小限に抑えるため、重大な被害を及ぼすと思われる浄水場・ポンプ所などの主要施設や応急復旧に時間を要する大規模水管橋の耐震化を行う必要があります。

<老朽劣化対策>

- ・ 工業用水が安定的に供給できる状態を保つため、ポンプ所等における電気・計装・機械設備の老朽劣化対策を進める必要があります。
- ・ 経年変化により、老朽劣化した制水弁の更新を行う必要があります。

【取組】

<耐震化>

- ・ 浄水場等の主要施設については、引き続き、計画的に耐震化工事を実施します。

- ・ 水管橋については、大口径の水管橋を優先して耐震化工事を実施します。

<老朽劣化対策>

- ・ 電気・計装・機械設備について、個々の設備の耐用年数、劣化状況および交換部品の製造中止などを総合的に判断して更新します。
- ・ 管路については、配水運用に重要な制水弁を優先して取替工事を実施します。

ア 施設区別事業費

(単位：百万円)

施設区分		年度	H23 ~H26	H27	H28	H27 ~H28計
専用 施設	主要施設※1の耐震化		2,169	1,765	489	2,254
	水管橋の耐震化		2,922	361	187	548
	配水運用の強化		966	365	927	1,292
	制水弁の更新		835	147	422	569
	老朽化施設の更新		3,239	976	976	1,952
	その他		394	378	549	927
小計			10,525	3,992	3,550	7,542
水源 施設	木曽川総合用水耐震化		367	159	200	359
	君ヶ野ダム設備改良		0	0	0	0
小計			367	159	200	359
合計			10,892	4,151	3,750	7,901

※4年間(平成23年度~平成26年度)の事業費について、平成25年度までは決算ベースの実績を、平成26年度は現時点(最終補正予算ベース)の見込みを計上。

イ 事業別事業費

(単位：百万円)

事業別		年度	H23 ~H26	H27	H28	H27 ~H28計
専用 施設	北伊勢		9,671	3,547	2,935	6,482
	多度		65	—	—	—
	中伊勢		418	312	112	424
	松阪		371	133	503	636
小計			10,525	3,992	3,550	7,542
水源 施設	木曽川総合用水耐震化		367	159	200	359
	君ヶ野ダム設備改良		0	0	0	0
小計			367	159	200	359
合計			10,892	4,151	3,750	7,901

※4年間(平成23年度~平成26年度)の事業費について、平成25年度までは決算ベースの実績を、平成26年度は現時点(最終補正予算ベース)の見込みを計上。

<参 考>

※1 主要施設：浄水場、ポンプ所等

② 技術管理業務の包括的な民間委託の推進

【課題】

- ・ 限られた経営資源のもとで、将来にわたって良質な工業用水を安定して供給するためには、民間活力の導入を図り、官民が適正な役割分担のもと一体となって取り組むことにより、事業を継続していく必要があります。
- ・ 平成21年度から導入され、平成24年度に委託範囲を見直した浄水場等への技術管理業務の包括的な民間委託の運営状況の検証をふまえ、引き続き、導入効果を確認しながら包括的な民間委託を継続していく必要があります。

【取組】

ア 2年間の取組内容

- ・ 平成24年度から委託範囲を見直した技術管理業務の包括的な民間委託を継続し、「安全・安定」供給を実現していきます。

イ 具体的な推進計画

- ・ 平成27年度以降も、委託の実施状況などを随時確認しながら、より効果的な民間委託となるよう取り組んでいきます。

ウ 技術継承の検討

- ・ 包括的な民間委託を進めるなか、将来にわたっても職員の技術力の低下を招くことがないよう実践に即したOJTや研修等を行うことにより、職員の技術継承に取り組めます。
- ・ 包括的な民間委託を継続するうえで重要となる委託業務の監督員を養成していきます。

③ ユーザーとの協働

【課題】

- ・ 工業用水道料金は、ユーザーの経営や競争力に影響を与えることから、事業の経営状況などを積極的に情報提供するとともに、ユーザーの理解を得て事業を運営する必要があります。

【取組】

- ・ 経営状況や今後の改良計画などの情報を提供するため、各ユーザーとの定期的な協議の場を設定します。
- ・ ユーザーの理解と協力のもとに円滑な事業運営を行うため、ユーザーに対して水源状況や濁水状況などの必要な情報を、メールマガジンの発行などにより迅速かつ的確に提供します。

④ 未利用水等への対応

【課題】

- ・ 地域産業の振興、地域経済活性化のため、未利用水・未売水の活用が求められています。

【取組】

ア 未利用水^{※1}対応

- ・ 未利用水源である長良川河口堰(515,000m³/日)については、県勢の振興を図るうえで非常に重要なインフラであることから、利用促進に向けて県や市町の企業誘致部局と連携して取り組んでいきます。
- ・ 地域連携部が主催する「未利用水ワーキング」などを通じて、関係部局と情報共有を図っていきます。

イ 未売水^{※2}対応

- ・ 新規企業の誘致や工場増設にあたっては、県および市町の企業誘致部局と連携しながら、工業用水の給水の問い合わせなどに対し、迅速かつ的確に対応することで、工業用水の利用促進を図ります。
- ・ 給水能力に余力のある北伊勢、多度および中伊勢工業用水道事業の給水区域において、配水管路付近で工業用水を使用していない企業に対し、営業活動を行います。

⑤ 効率的な事業執行

【課題】

- ・ コスト削減の取組を継続する必要がある一方で、行き過ぎたコスト削減は品質の低下を招くおそれもあり、コストと品質の両面を重視することが必要です。

【取組】

- ・ 「事業の計画段階から維持管理まで、投資に対して最も価値の高いサービスを提供する」というコストと品質を重視した総合的なコスト構造の改善を推進するため、適切な維持管理により施設の長寿命化に取り組みます。また、その取組成果については、毎年、組織内で情報共有し、次年度以降の取組に生かしてきます。

<参考>

※1 未利用水

県が将来の水需要に対応するため、確保している水源のうち、事業化されていないもの。

※2 未売水

県が将来の水需要に対応するため、確保している水源のうち、既に事業化しているが受水者が未確定なもの。

(3) 今後2年間の取組目標

今後2年間に取り組む目標を明確にするため、成果指標を用いた数値目標を設定し、毎年度、進捗管理を行うことにより、着実に計画を推進します。

【「第3次中期経営計画」の経営目標を達成するための成果指標】

経営目標	指標 (単位)	目指すべき状態	H26末 (現状値)	H27	H28年度 (目標値)
①計画的な施設 改良の推進	浄水場等における主要施設の耐震化率(%)	浄水場等における主要施設の耐震化が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	87.5	95.3	96.9
	水管橋の耐震化率(%)	水管橋の耐震化が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	90.5	94.6	94.6
	制水弁の更新率(%)	管路の老朽劣化対策が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	—	5.1	10.2
	設備の更新率(%)	設備の老朽劣化対策が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	45.6	67.4	69.8
②技術管理業務 の包括的な民間 委託の推進 ⑤効率的な事業 執行	給水障害発生件数(件)	工業用水が安全で安定的に供給されていること	0	0	0
	給水原価 (円/㎥)	コスト削減などにより事業が効率的に運営されていること	24.1	25.1	25.1
	年間給水量 (百万㎥)	工業用水が安定的に供給されていること	205	207	207
③ユーザーとの 協働 ④未利用水等への 対応	新規・増量 契約件数 (件/年)	新規需要に迅速、的確に対応していること	5	5 (5)*	5 (10)*

※ () 書きは累計値

[成果指標の説明]

- ・浄水場等における主要施設の耐震化率
企業庁が管理する主要施設64施設のうち、平成28年度までに62施設の耐震化を実施。
- ・水管橋の耐震化率
企業庁が管理する水管橋74橋のうち、平成28年度までに70橋の耐震化を実施。
- ・制水弁の更新率
今後10年間(平成27年度～平成36年度)で更新する制水弁(対象数59基)のうち、平成28年度までに6基の更新を実施。
- ・設備の更新率
上段:「第2次中期経営計画」期間(平成23年度～平成26年度)での更新対象設備(43設備)について、延命が可能と判断した設備の更新を「第3次中期経営計画」で引き続き実施することとし、平成28年度までに30設備の更新を実施予定。
下段:「第2次中期経営計画」から引き続き更新を行う上記設備とは別に、新たに平成28年度までに14設備の更新を実施。

- ・給水障害発生件数
当庁に起因する事故により、ユーザーが操業停止などの被害を受けた件数。
なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーに実害が無い場合は給水障害としない。
- ・給水原価
有収水量 1 m³を作るために要する費用。
{経常費用－(受託工事費＋材料および不用品売却原価＋長期前受金戻入)} /有収水量
- ・年間給水量
1日あたりの基本水量から1日あたりの休止水量を減じて得た水量を1年間分積上げた水量。
- ・新規・増量契約件数
「第2次中期経営計画」と同数値の5件を目標値とします。

(4) 収支計画

(単位:百万円)

区分		平成26年度 (補正後予算)	平成27年度 (当初予算)	平成28年度
収益的 収支	営業収益	5,368	5,203	5,201
	営業外収益	6,691	472	472
	特別利益	1,350	-	-
	収益計	13,409	5,674	5,673
	営業費用	5,147	5,322	5,371
	営業外費用	356	318	281
	特別損失	7,638	-	-
	費用計	13,141	5,640	5,652
	純利益	268	34	21
資本的 収支	企業債	680	-	-
	補助金	105	270	218
	出資金	1,153	1,192	1,241
	その他収入	3	8	-
	収入計	1,941	1,470	1,459
	建設改良費	3,307	4,336	3,922
	償還金	2,695	2,162	2,154
	支出計	6,002	6,498	6,076
	資本的収支不足額	△4,060	△5,028	△4,617
資金 収支	前年度末内部留保資金	12,183	11,796	9,070
	純利益	268	34	21
	当年度分損益勘定留保資金等	3,406	2,267	2,211
	資本的収支不足額	△4,060	△5,028	△4,617
	単年度資金収支	△386	△2,727	△2,386
	当年度末内部留保資金	11,796	9,070	6,684

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み。

・四捨五入のため合計が合わない場合があります。

① 収益的収支

- ・ 収益は、現行料金および需要量予測などから平成27年度以降は約57億円を見込んでいます。
- ・ 費用は、水源施設に係る負担金や維持管理に係る委託料等で、平成27年度以降は、約56億円～57億円を見込んでいます。
- ・ 純損益は、平成27年度以降は約2千万円～3千万円の純利益を見込んでいます。

なお、純利益は、原則として全額を減債積立金として利益処分し、企業債の

償還金に充当する予定です。

② 資本的収支

- ・ 収入は、建設改廃事業の財源として国庫補助金が増加しますが、平成27年度以降は、水資源機構割賦負担金の繰上償還の財源とする企業債の発行を行わないことなどにより、約15億円を見込んでいます。
- ・ 支出は、建設改廃事業において、北伊勢工業用水道事業で実施する耐震化および老朽劣化対策工事などにより、平成27年度以降は約39億円～43億円が必要となります。
- ・ 資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金などで補填していきます。

③ 資金収支

- ・ 単年度の資金収支は、平成27年度以降、赤字を見込んでいますが、平成28年度末の内部留保資金は約67億円を確保します。

(5) 長期債務償還計画

- ・ 企業債残高は、平成28年度末で約119億円となる見込みです。
- ・ 内部留保資金を活用しながら、新規企業債の発行抑制に努めます。

【長期債務残高】

(単位:百万円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
企業債	発行額	680	-	-
	償還額	1,904	2,162	2,154
	年度末残高	16,246	14,083	11,929
	うち高金利企業債	2,390	1,939	1,492
水資源機構割賦負担金	年度末残高	-	-	-
合 計		16,246	14,083	11,929

(注) 高金利企業債は年利3.0%以上のものを計上。

3 電気事業

(1) 経営目標

① 新たな運営主体への移管

平成29年度以降のRDF焼却・発電事業の県の運営主体については、安全運転や安定経営を考慮に入れながら、関係部局と協議を行っていきます。

② 安全・安定運転の取組

焼却・発電施設および貯蔵施設の各運転管理業務受託事業者と企業庁が緊密な連携のもと一体となって発電所の適切な管理運営に努め、「安全・安定」運用を行っていきます。

③ 水力発電事業の残務整理の実施

水力発電事業の民間譲渡に伴い不要となったPCB廃棄物の処分などの残務について、確実に処理を行っていきます。

(2) 経営目標達成に向けた取組

① 新たな運営主体への移管

【課題】

- ・ 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業の県の運営主体については、知事部局か、企業庁かを決定する必要があります。

【取組】

- ・ 平成29年度以降の運転管理業務委託の発注にも関連することから、事務手続き等の準備期間を考慮したうえで、平成29年度以降の運営主体を決定します。
- ・ 施設の安全・安定した運転や、企業庁が運営主体となった場合の地方公営企業法の独立採算の原則を担保するための資金等の確保など、経営の安全・安定の確保に関し、さまざまなリスクも含め検討を行っていきます。

② 安全・安定運転の取組

【課題】

- ・ RDF焼却・発電事業では、平成15年8月の貯蔵槽爆発事故を教訓に、運転再開後は安全・安定運転を継続しており、引き続き、確実に行っていく必要があります。

【取組】

ア RDF製造施設との連携

- ・ 市町のRDF製造施設と緊密な連携のもとに、日常的なRDFの品質管理や搬入量の調整により焼却・発電施設および貯蔵施設の安全・安定運用を行います。

イ 関係部局との連携

- ・ 廃棄物処理政策を所管する環境生活部等との緊密な連携のもとに、RDFの適正な貯蔵管理や品質管理に努めます。また、県全体として安全・安定運転に取り組むため、「ごみ固形燃料発電所安全運転調整会議」^{*1}においてRDF焼却・発電事業に関わる関係部局間の情報共有や連絡調整などを行います。

ウ 運転管理業務受託事業者、学識経験者等との連携

- ・ RDF焼却・発電施設、RDF貯蔵施設それぞれの運転管理業務受託事業者との情報共有や各受託者間の連絡調整を適切に行うことにより、施設全体の安全で安定した運営に努めます。また、施設の管理運営の状況や課題などについては、学識経験者、関係市町の住民や職員などで構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」※²、「同技術部会」に報告し、同会議での意見をふまえて適切に取り組みます。

エ 地域との連携と情報共有

- ・ 発電所の運転状況や点検結果、トラブルへの対応と再発防止対策など、施設の運営状況について、定期的に「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」や「地域連絡会議」において報告し、地域住民や自治会の代表の方などからの意見を施設運営などに反映します。また、発電所だよりやホームページ等により情報を提供することにより、情報共有や地域と連携した施設の運営を行います。

③ 水力発電事業の残務整理の実施

【課題】

- ・ 不要となったPCB廃棄物は、事業者（企業庁）が確実に保管又は処分する必要があります。
- ・ 国庫補助事業により建設等を行った発電所は、譲渡に伴い国庫補助金の返還が必要となるものがあります。
- ・ 譲渡対象外となった資産や土地については、処分を行っていく必要があります。

【取組】

- ・ 処分可能となったPCB廃棄物の処理を行います。
- ・ 国や関係機関と協議を行い、国庫補助金の返還手続きを行います。
- ・ 三瀬谷発電管理事務所の閉鎖に伴い、平成26年度の決算や各種報告書などの事務処理を行います。
- ・ 企業債の償還や市町村交付金の交付を的確に行います。
- ・ 譲渡対象外資産について、売却、関係市町等への譲渡、他事業での活用等を行っていきます。

<参 考>

※1 ごみ固形燃料発電所安全運転調整会議

県関係部局が、発電所の運転状況などについて情報共有・緊密な連携を確保することにより、発電所の安全かつ安定的な運転に資することを目的として平成19年に設置。

※2 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議

発電所の安全確保および環境保全に資するため、RDFの適正な管理、発電所の運転・維持管理などに関することについて調査、検討し、企業庁長に必要な意見を述べることを目的として平成16年に設置。

(3) 今後2年間の取組目標

今後2年間に取り組む目標を明確にするため、成果指標を用いた数値目標を設定し、毎年度、進捗管理を行うことにより、着実に計画を推進します。

【「第3次中期経営計画」の経営目標を達成するための成果指標】

経営目標	指標 (単位)	目指すべき状態	H26末 (現状値)	H27	H28 (目標値)
②安全・安定 運転	RDF外部 処理委託量 (t)	発電所が安定稼働されていること	0	0	0
	RDF1tあたりの 発電量 (kWh/t)	電力が安全・安定供給されていること(廃棄物エネルギーの有効活用)	1,341	1,310	1,310
	電気事故件 数(件)	発電所の安全運転が確保されていること	0	0	0
	発電所ボイ ラーの清掃 自主点検回 数(回/年)	異常を早期に発見することで、発電所ボイラーの安定稼働が確保されていること	6	6	6

[成果指標の説明]

- ・ RDF外部処理委託量
県内で製造されたRDFを発電所で焼却せず、外部処理した量。
※ただし、タービン定期事業者検査に起因した外部処理量を除く。
- ・ RDF1tあたりの発電量
RDF1t焼却あたりの発電量。(発電電力量/RDF処理量)
故障停止を少なくするなど、効率的な維持管理、発電運用などを行うことで達成される指標。過去5年間の実績をもとに算出。
- ・ 電気事故件数
電気関係報告規則第3条第1項に規定する事故。(死傷事故、火災事故、破損事故など)
- ・ 発電所ボイラーの清掃自主点検回数
法定点検と別に、安全・安定稼働を行うために、発電所の2缶のボイラーに対して実施する清掃のための自主点検。

(4) 収支計画

(単位:百万円)

区 分		平成26年度 (補正後予算)	平成27年度 (当初予算)	平成28年度
収益的 収支	営業収益	1,413	1,138	1,165
	附帯事業収益	1,308		
	営業外収益	375	337	54
	特別利益	195	404	-
	収益計	3,291	1,879	1,219
	営業費用	1,724	1,728	1,421
	附帯事業費用	1,102		
	営業外費用	57	17	1
	特別損失	900	67	-
	費用計	3,783	1,812	1,422
	純利益	△492	67	△203
当年度末未処理欠損金		2,733	2,666	2,869
資本的 収支	企業債	-	-	-
	補助金	-	-	-
	長期貸付金償還金	-	-	-
	その他収入	2,804	7,364	-
	収入計	2,804	7,364	-
	建設改良費	145	1	-
	償還金	1,027	1,455	-
	その他支出	-	400	-
	支出計	1,172	1,856	-
	資本的収支不足額	1,632	5,508	-
資金 収支	前年度末内部留保資金	2,771	4,626	9,199
	純利益	△492	67	△203
	当年度分損益勘定留保資金等	715	△1,002	124
	資本的収支不足額	1,632	5,508	-
	単年度資金収支	1,855	4,573	△79
当年度末内部留保資金	4,626	9,199	9,120	

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み。

・四捨五入のため合計が合わない場合があります。

・RDF焼却・発電事業に係る附帯事業収益及び附帯事業費用は、平成27年度からそれぞれ営業収益及び営業費用に移行します。

① 収益的収支

- ・ 収益は、RDF焼却・発電事業にかかる売電単価見込みと各製造施設のRDF製造量予測により、電力料およびRDF処理受託料等で、約12億円～19億円を見込んでいます。
- ・ 費用は、水力発電所の譲渡により平成27年度以降は、RDF焼却・発電事業を運営するための費用と水力発電の残務整理に係る費用が計上され、約14億円～18億円を見込んでいます。
- ・ 純損益は、水力発電事業の残務整理を含めた電気事業全体で、平成27年度は約7千万円の純利益、平成28年度は約2億円の純損失をそれぞれ見込んでいます。

なお、RDF焼却・発電事業については、平成27年度は約5千万円の純利益を見込んでいますが、平成28年度は施設管理運営委託料が年度割で約2億円増となることから約5千万円の純損失を見込んでいます。

(参考: RDF焼却・発電事業)

(単位:百万円)

区 分		平成26年度 (補正後予算)	平成27年度 (当初予算)	平成28年度
収益的 収支	営業収益		1,138	1,165
	附帯事業収益	1,308		
	営業外収益	42	42	44
	特別利益	195	-	-
	収益計	1,545	1,180	1,209
	営業費用	6	1,125	1,258
	附帯事業費用	1,102		
	営業外費用	-	1	1
	特別損失	64	-	-
	費用計	1,172	1,126	1,259
純利益	373	54	△50	

(参考: 水力発電事業および残務整理)

(単位:百万円)

区 分		平成26年度 (補正後予算)	平成27年度 (当初予算)	平成28年度
収益的 収支	営業収益	1,413		
	営業外収益	333	295	10
	特別利益	-	404	-
	収益計	1,746	699	10
	営業費用	1,716	603	163
	営業外費用	57	16	-
	特別損失	836	67	-
	費用計	2,610	686	163
	純利益	△865	13	△153

① 資本的収支

- ・ 収入は、水力発電所の段階的譲渡に伴う固定資産売却代金などで、平成27年度は約74億円を見込んでいます。
- ・ 支出は、償還金として、水力発電所の譲渡に伴う企業債の繰上償還や国庫補助金返還金などにより、平成27年度は約15億円を見込んでいます。

② 資金収支

- ・ 資金収支については、水力発電所の固定資産売却代金により平成27年度は単年度黒字となり、平成28年度末の内部留保資金は約91億円となる見込みです。

(5) 長期債務償還計画

- ・ RDF焼却・発電事業に係る企業債については、定期償還により平成27年度に完済する見込みであり、引き続き、新規企業債の発行抑制に努めます。
- ・ 水力発電事業に係る企業債については、譲渡が完了した発電所に充当していた企業債を順次繰上償還することにより、平成27年度に完済する見込みです。

【長期債務残高】

(単位:百万円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
企業債	発行額	-	-	-
	償還額	945	857	-
	年度末残高	857	-	-
	うち高金利企業債	709	-	-

(注) 高金利企業債は年利3.0%以上のものを計上。

(参考: RDF焼却・発電事業)

(単位:百万円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
企業債	発行額	-	-	-
	償還額	4	4	-
	年度末残高	4	-	-
	うち高金利企業債	-	-	-

(参考: 水力発電事業および残務整理)

(単位:百万円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
企業債	発行額	-	-	-
	償還額	941	853	-
	年度末残高	853	-	-
	うち高金利企業債	709	-	-

第6章 環境への配慮と地域貢献活動の取組

「企業の社会的責任(CSR=Corporate Social Responsibility)」を果たすため、事業経営に影響を及ぼさない範囲で経済性も考慮しつつ、環境に配慮した事業活動や地域貢献活動に積極的に取り組みます。

1 環境に配慮した事業活動の取組

(1) 「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」の取組

「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」の中で、庁内全所属が環境マネジメントを運用していくことで、これまでの成果を維持しながら継続的に環境負荷低減に取り組みます。

(2) 企業庁における地球温暖化対策の取組

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、省エネルギーのための管理基準や目標を定めるとともに、目標達成に向けた中長期計画を策定し、省エネルギーに取り組むことで、温室効果ガスの削減に努めていきます。また、「三重県新エネルギービジョン」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進していきます。

① 新エネルギー発電設備の維持管理

新エネルギーである既設の太陽光発電設備および小水力発電設備について、適切な維持管理を行い、効率的な運用を図ることで有効活用していきます。

② 省エネ機器への転換

耐用年数を迎えた機器を更新する際に併せて、省エネ機器への転換を図っていきます。

③ 物品の購入について

物品の購入などについて、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく製品の優先購入・使用に努めます。

④ 低公害車の導入

新規・更新購入の公用車は、県で定める「三重県低公害車等技術指針」に基づき、用途に応じた低公害車を導入します。

2 施設開放等による地域貢献活動の取組

(1) スポーツ・レクリエーション施設としての開放

事業の運営に支障が生じない範囲で、引き続き、伊坂ダムや山村ダムの周辺施設を地域住民に憩いの場として開放します。

(2) 震災時における施設の提供

震災等の災害発生時、必要に応じて各浄水場等を給水拠点として提供します。

(3) 地域との交流

浄水場等の施設見学の受け入れや「出前トーク」の実施などにより、学校教育や社会教育の場を提供するとともに、地域のイベント等への協賛などにより、地域との交流を図ります。

第7章 経営基盤強化の取組

1 柔軟で効率的な組織体制の整備

(1) 基本的な考え方

- ・ 企業庁を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、水道用水等の「安全・安定」供給の継続と非常時の危機管理に配慮しながら、最少の人員で最大の効果を得られるよう組織体制を整備していきます。

(2) 取組内容

① 組織の見直し

- ・ 効率的、効果的な組織となるよう課題を検証し、必要に応じて柔軟に見直しを行います。
また、RDF焼却・発電事業やその他企業庁の実施する事業の状況等へ的確に対応するため、所要の見直しを行います。

② 定員管理

- ・ 業務の変化に適切に対応し、業務量に応じた適正な定員管理を行うことで、総人件費を抑制し、企業庁の健全な経営を実現するよう取り組みます。
具体的には、徹底した業務の見直しや事務の効率化等による定数の削減を行うとともに、老朽劣化対策など計画的な施設改良の推進、その他業務執行上の諸課題の解決等に必要な職員を柔軟に配置することにより、適正な人員の配置を行います。

2 技術継承と人材育成

(1) 基本的な考え方

① 新たなステージにおける技術力

- ・ これからの企業庁職員には、包括的な民間委託における受託事業者に対する技術指導、業務管理、緊急時対応などの技術管理業務の指導監督能力が必要です。
- ・ 包括的な民間委託の導入や経験豊富な職員の退職に伴い、特に緊急時の対応や大規模な施設改良に関する技術の継承が必要です。
- ・ 今後は、少数精鋭の組織体制による事業運営へシフトしていく方向になることから、職員には職種を問わず、業務全般についての知識や技術が必要です。

② 経営に必要とされる能力

- ・ 施設整備計画や財政計画の策定、料金設定などの経営の根幹に関わる業務においては、財務内容や関係諸法令、施設全体の状況などの幅広い知識や技術が必要であり、これらの知識や技術をベースに、現状の課題を正確に把握し、その課題を解決したうえで、将来を見通した計画立案などの事業運営全般をマネジメントできる能力が必要です。

(2) 具体的な取組

① 新たなステージにおける技術力向上の取組

ア 技術力向上、技術継承に向けた取組

- ・ 職務遂行上必要な能力の向上を確実にを行うため、業務に必要な知識や技術力をISO9001において明確に定め、OJTや計画的な研修を実施します。
- ・ 緊急時対応能力向上のため、受託事業者と緊急時対応等の実践的な訓練を定期的に実施します。
- ・ 新規採用職員の計画的な技術力向上および、幅広い業務経験による新たな能力の開発を図るため、採用後10年以内に経験すべき業務を明確化し、これらをふまえた適正な職員配置を行います。
- ・ 業務上必要な知識・技術の習得や能力向上を図るため、対象職員のレベルや必須研修などを明確にした研修計画を作成のうえ、研修を実施します。
- ・ 技術指導能力と幅広い視野やコミュニケーション能力の向上を図るため、国際協力機構（JICA）等が実施する研修事業への職員の講師派遣等、国際貢献を活用した人材育成を行います。
- ・ 技術管理業務の包括的な委託の導入など民間委託の拡大に伴い、職員が業務において経験を積む機会が減少していることから、技術力の維持・向上のための業務に沿った専門研修やOJTを実施します。
- ・ 緊急時等における判断能力や現場監督能力などの実務能力の向上のため、より高い技術力を有している職員のOJTによる養成を行います。
- ・ 指導監督業務の維持・向上と確実な技術継承のため、ベテラン職員が保有するノウハウを共有化するとともに、必要なノウハウをマニュアルとして整備します。

イ 資格取得支援

- ・ 電気主任技術者などの業務運営上必要な資格・免許の保有者を確保するため、職員が資格・免許を取得するために要した経費を助成します。

② 経営に必要とされる能力の育成・開発

- ・ 職種を問わず企業庁の業務全般についての知識や技術が習得できるよう、技術系職員を対象とした公営企業会計研修などの研修メニューを充実させます。
- ・ 事業所と本庁間や知事部局との定期的な人事交流などにより、幅広い業務を経験させます。

3 危機管理体制強化の取組

漏水事故、水質汚染、大規模地震などの非常時において、迅速で的確な対応がとれるよう、危機管理の強化に取り組みます。

(1) 適切な危機管理および計画的な施設整備

「防災危機管理推進計画」に基づき、非常時における適切な危機管理を行うとともに、大規模地震などに対応できる計画的な施設整備を推進します。

(2) ISO9001による危機管理の推進

ISO9001品質マネジメントシステム^{※1}を活用して、現場の業務に応じた作業手順や危機管理手順などをマニュアルに定め、継続的な改善を行うことにより、状況に応じた迅速・的確な危機管理対応ができる体制を整えます。

(3) 危機管理マニュアルによる研修・訓練の実施と検証

危機管理マニュアルによる研修や訓練を各所属において毎年度実施し、職員の危機管理意識や能力の向上を図るとともに、結果の検証を行い、マニュアルの実効性を高めます。

(4) 緊急時における初動体制の充実・強化

企業庁独自の職員連絡網や職員非常参集体制を整備し、夜間休日等の災害や危機発生時などにおける迅速な初動体制を確保します。

(5) OBボランティアとの連携による応急対策の推進等

「大規模震災時における水道業務経験者協力制度」に基づく水道業務経験者(団体名「みえ水道ボランティア」)の支援協力による訓練を毎年度実施し、応急対策活動の効率的な推進を図ります。

(6) 市町等と連携した訓練の実施

水道災害時に県内の全市町等が行う応援活動を定めた「三重県水道災害広域応援協定」により、他の市町等への応援活動を迅速かつ円滑に行うため、市町等と連携した訓練を定期的の実施します。

(7) 業界団体と連携した訓練等の実施

「地震・津波・風水害等の災害発生時における基本協定」^{※2}に基づき、水道や工業用水道の施設に災害が発生した際に、企業庁と(一社)三重県建設業協会および(一社)三重県測量設計業協会が協力して連絡調整を図り、速やかに災害復旧工事などの活動に対応できるよう毎年度訓練を実施します。

4 ISO9001による品質向上への取組

(1) ISO9001を活用した業務の継続的改善

経営品質向上活動の一環としてISO9001品質マネジメントシステムを活用し、「顧客満足の上昇」、「品質管理の徹底と業務の継続的改善」、「業務の透明性の確保」を推進します。

< 参 考 >

※1 ISO9001品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムに関する国際規格。品質方針・品質目標を設定し、その目標を達成するためPDCAのマネジメントサイクルにより維持管理・改善していく仕組みの規格。

※2 地震・津波・風水害等の災害発生時における基本協定

企業庁と(一社)三重県建設業協会および(一社)三重県測量設計業協会が、災害発生時の調査・応急復旧工事の実施に係る基本的な事項に関し締結する協定。

【ISO9001品質マネジメントシステムの実施計画】

取組項目	実施計画	取組内容
マネジメントレビュー	2回／年	品質保証委員会における業務改善などに関するレビュー
是正処置、予防処置	随時	業務の不具合の再発防止、未然防止
内部品質監査	1回以上／年	職員による監査
外部審査	1回／年	第三者機関による審査 ・維持審査 ・更新審査

(2) 業務に必要な力量の確保

職員が業務に必要な力量を確保するため、各所属の業務に必要な力量を文書化し、計画的な教育・訓練の実施と効果の確認により必要な力量の維持・向上を図ります。

5 広報活動方針

経営の透明性を高め、県民やユーザーの安心感や信頼感を醸成していくため、企業庁の事業の内容や経営に関する情報をわかりやすく提供します。

(1) 目的を明確にした広報活動の展開

① 安心感や信頼感を醸成する情報提供 ～サービスの中身を知ってもらう～

企業庁に対する安心感や信頼感を醸成するため、施設の運転管理状況や水質管理情報等の「安全・安定」供給に関する情報を幅広く的確に提供します。

(主な取組) ホームページや浄水場等の施設の公開による情報の発信、報道機関やユーザーへの迅速かつ的確な情報提供、「地域便り」の定期的な発行など

② 公営企業の説明責任への的確な対応 ～経営について理解してもらう～

公営企業として説明責任を果たすため、経営方針や各種計画、財務・会計の状況など企業庁の経営に関するさまざまな情報をわかりやすく提供します。

(主な取組) 長期経営ビジョンや中期経営計画等の取組状況に関する情報提供、「出前トーク」の実施、ユーザー説明会の開催、県議会への情報提供など

③ 社会的責任(CSR)としての情報発信 ～環境について考えてもらう～

公営企業として社会的責任を果たすため、水と電気の供給の仕組みや水資源の有効利用等を情報発信することで環境について学ぶ機会を提供します。

(主な取組) 浄水場等の施設の公開、地域のイベントでの啓発活動など

(2) 効果的・効率的な広報活動の展開

① 企業庁の事業特性を生かした広報 ～体験してもらう、聞いてもらう～

浄水場施設等の公開や職員との対話の機会などをとおして環境の大切さを学ぶ場を提供するなど、日頃の業務活動や浄水場等の経営資源を十分に活用した効果的な広報活動を展開します。

(主な取組) 浄水場等の施設の公開、「出前トーク」の実施、地域のイベント活動での啓発活動など

② 多様な広報媒体を活用した広報 ～見てもらう、読んでもらう～

県民等の情報入手手段の多様化に応じて、多様な広報媒体の特長をふまえ最適な広報手段を複合的に活用し、適切な時期に適切な情報を発信することで、より効果的で効率的な広報活動を展開します。

(主な取組) ホームページへの掲載、事業概要「水の恵み」の発行、PRグッズの作成、「県政だより」への掲載、報道機関への資料提供など

6 財務運営方針

今後予想される厳しい経営状況に対応し、効率的な財務運営に取り組むため、「三重県企業庁財務運営方針」に基づき、各事業において計画的で統一的な財務運営を行います。

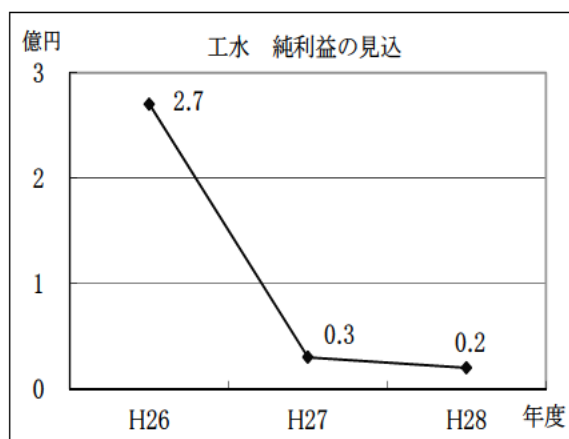
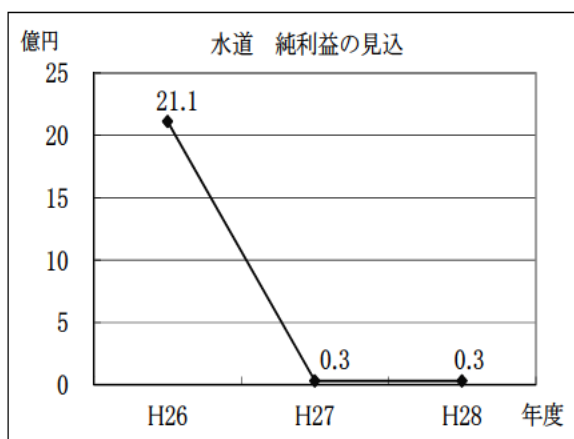
(1) 水道用水供給事業および工業用水道事業

① 自己資本の充実

経済性を発揮して能率的・合理的な業務運営を行い、最小の経費で最良のサービスを安定的、継続的に提供することにより、適正な純利益を確保します。

純利益は、原則として、減債積立金として利益処分し、企業債の償還金に充当することにより、金利負担や元本返済の必要がない自己資本の充実を図ります。

【純利益の推移（見込）】



【自己資本構成比率^{※1}の推移（見込）】

水道事業

指標	H25末 (決算)	H26末 (見込)	H28末 (見込)
自己資本 構成比率	76.0%	58.7%	62.7%

工業用水道事業

指標	H25末 (決算)	H26末 (見込)	H28末 (見込)
自己資本 構成比率	81.5%	63.4%	66.6%

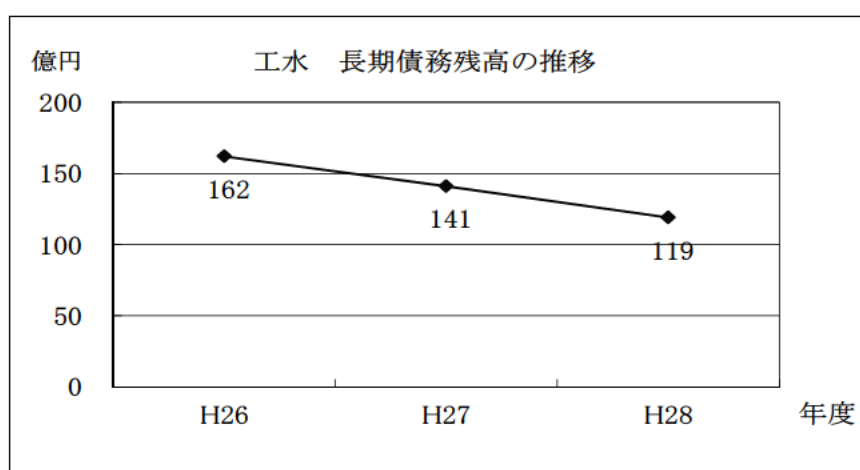
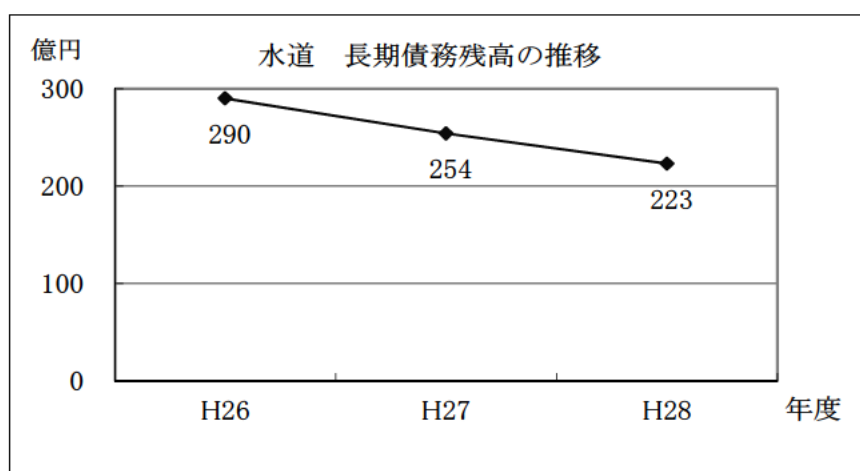
※平成26年度からの会計基準の見直しにより、資本剰余金とされていた償却資産の取得財源としての国庫補助金等が負債計上されたことから、自己資本構成比率が大きく低下しています。

② 企業債発行の抑制

今後、水と電気の安定供給のため、施設の耐震化や老朽劣化対策などに多額の建設改良費が見込まれます。この建設改良費の財源として企業債を発行することは、支払利息の増加につながり、後年度の負担を増加させることになります。

このため、毎年度の企業債発行額は、原則として毎年度の企業債の償還額以内に抑制していきます。

【長期債務（企業債残高等）の推移（見込）】



<参 考>

※1 自己資本構成比率

総資本(資本・負債)に占める自己資本の割合を示すもので、高いほど好ましいとされています。財務基盤を強化していくためには、金利負担や元本返済の必要がない自己資本の醸成に努め、この比率を高めていくことが必要です。

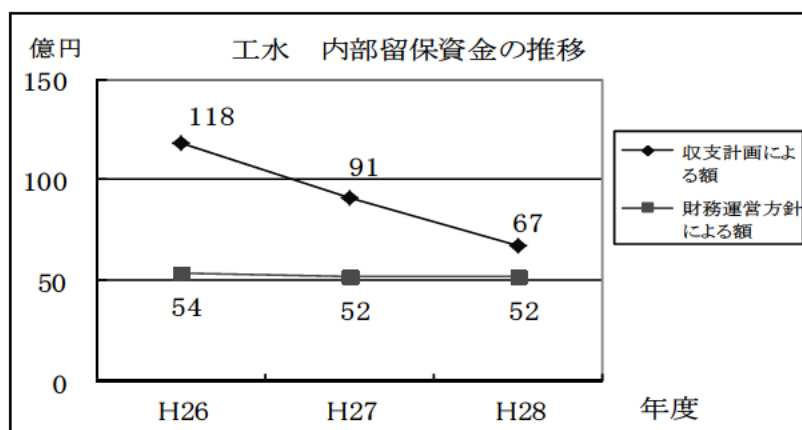
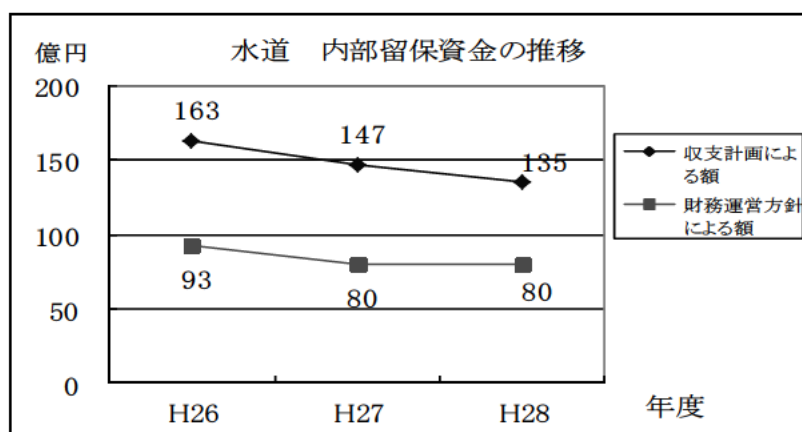
(算式) (自己資本金+剰余金) / (負債+資本) × 100

③ 内部留保資金の確保と活用

震災などにより収入の大部分を占める料金収入が全く見込めない状況に陥った場合においても、事業運営に支障をきたさないようにするため、営業収益の1年分の額程度を内部留保資金として確保することを考慮して事業を運営します。

平成26年度末の内部留保資金の水準は、水道事業、工業用水道事業とも、この水準を上回っており、平成27年度以降も大規模な改良を実施していくため、内部留保資金を建設改良費の財源に充当するなど効率的に活用します。

【内部留保資金の推移（見込）】



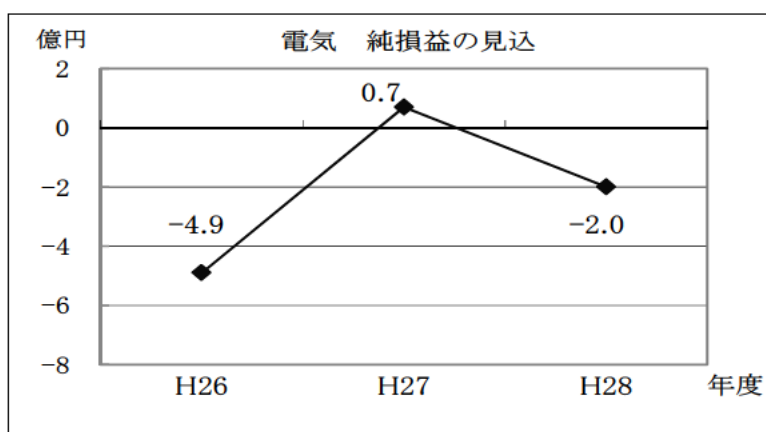
(2) 電気事業

水力発電事業は、平成26年度末に段階的な民間譲渡を完了し、平成27年度以降、残務整理を行うとともに、RDF焼却・発電事業については、平成28年度までは企業庁において、引き続き地方公営企業法の任意適用事業として運営することとします。

① RDF焼却・発電事業の取組

RDF焼却・発電事業については、安全・安定に配慮した運転を継続するとともに、未処理欠損金の縮減に努めます。

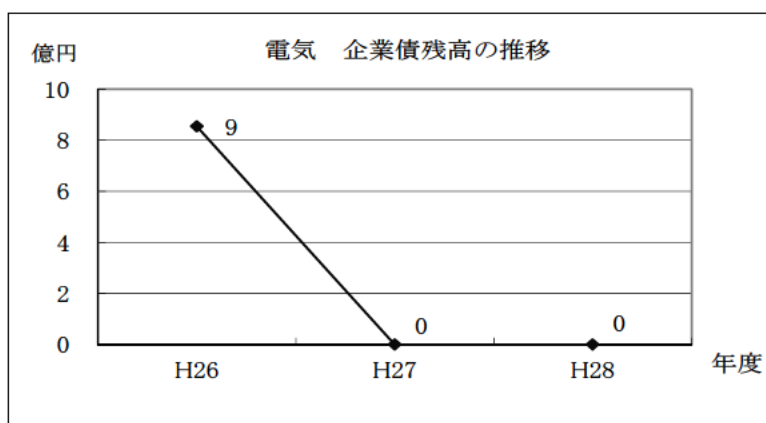
【純損益の推移（見込）】



② 企業債残高の縮減

新たな企業債は発行せず、既存の企業債は内部留保資金により償還を行います。

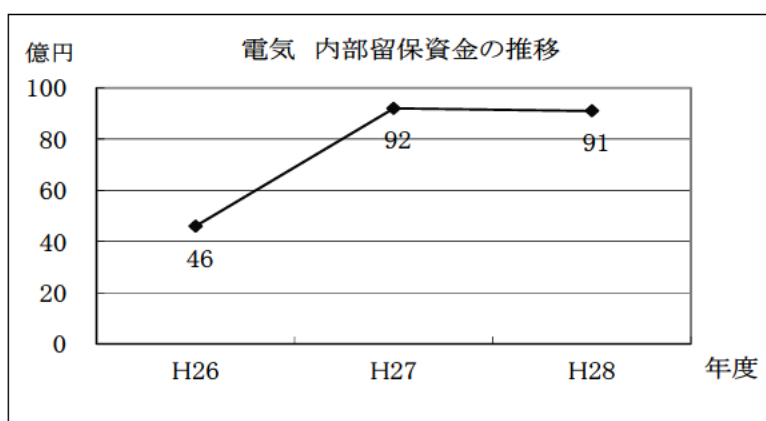
【企業債残高の推移（見込）】



③ 内部留保資金の確保

内部留保資金は、平成27年度に5水力発電所の譲渡対価を受け取ることにより大幅に増加しますが、引き続き事業運営に必要な額の確保に努めます。

【内部留保資金の推移（見込）】



7 適正な資産管理の取組

(1) 資金運用

「三重県企業庁資金運用方針」に沿って、資金の確実かつ効率的な運用に努めます。

(2) 未利用資産の処分、活用

- ① 電気事業の民間譲渡に際して譲渡対象外となった資産や土地については、売却、関係市町への譲渡あるいは他事業での活用等を行っていきます。
- ② その他の未利用資産については、売却処分が可能なものは順次売却を行い、売却が困難なものは、関係市町等への譲渡や事業用地として有効利用するなど、未利用資産の解消に努めます。

(3) 未事業化資産の取り扱い

- ① 長良川河口堰水源等、未事業化資産の取り扱いと、その処理方針について検討を進めます。
- ② 長良川河口堰水源については、新規のユーザー獲得が困難な状況で長期にわたって建設仮勘定に計上されているため、今後、この取り扱いについて関係機関と十分な調整を行います。

第8章 計画達成状況の公表・評価方法

1 成果指標の実績把握と公表

- ① 「第3次中期経営計画」で設定した成果指標について、毎年度、実績把握を行い、計画の進捗状況を検証します。
- ② 計画内容については、進捗状況の検証結果や経営環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直しを行います。
- ③ 計画の進捗状況については、毎年度、ホームページなどにより公表します。

2 ユーザー、有識者など外部からの意見聴取

「長期経営ビジョン」や「第3次中期経営計画」の着実な推進のため、ユーザー、有識者などから、定期的に事業の実施状況や経営状況についての幅広い意見を聴取し、事業運営に生かしていきます。

参考資料

<目 次>

1	「長期経営ビジョン」における「経営方針」と「経営目標」	6 1
2	企業庁中期経営計画および他の個別計画との関係(イメージ図)	6 2
3	企業庁の主な個別計画	6 3
4	平成25年度における各事業の決算状況	6 4
	(1) 水道用水供給事業	
	(2) 工業用水道事業	
	(3) 電気事業	
5	事業別の需要予測	6 6
	(1) 水道用水供給事業	
	(2) 工業用水道事業	
	(3) 電気事業	
6	各事業の料金	6 9
	(1) 水道料金	
	(2) 工業用水道料金	
7	「第3次中期経営計画」期間中の主な耐震化対象施設	7 1
	(1) 水道用水供給事業	
	(2) 工業用水道事業	
8	浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託実施計画	7 2
9	企業庁の施設位置図	7 3
10	「企業庁のあり方に関する基本的方向について」(平成19年2月14日)	7 4

1 「長期経営ビジョン」における「経営方針」と「経営目標」

(1) 経営方針

- ① 県民一人ひとりが実感できる質の高いサービスを提供します。
- ② 経営改善を着実に進め、「最適主体による最適サービス」の視点による簡素で効率的な事業運営を行います。
- ③ 市町・民間事業者・ユーザーとのパートナーシップにより、県全体の「安全・安定」供給に貢献します。
- ④ 計画的な施設改良により事業の持続性・安定性を向上します。
- ⑤ 「企業の社会的責任(CSR)」を自覚し、環境や地域への積極的貢献を行います。
- ⑥ 技術継承により新たなステージで技術力を総合的に発揮できる人材を育成します。

(2) 経営目標

①水道用水供給事業

- ・ それぞれの地域の特性に応じた形態により、市町や民間事業者と協働し、「水源から家庭の蛇口まで」の「安全・安心・安定」供給に取り組みます。
- ・ 時代の変化に即応した経営改善を推進し、効率的な事業運営のもと、ニーズに即したサービスを提供します。

[数値目標：安全・安定給水の障害発生件数 0件]

②工業用水道事業

- ・ 県内の事業者に対し良質な工業用水を安定的に供給し、地域の経済・産業の活性化に貢献します。
- ・ 時代の変化に即応した経営改善を推進し、企業ニーズに応じた効率的な事業運営を行うとともに、新規需要に迅速・的確に対応します。

[数値目標：安全・安定給水の障害発生件数 0件]

③電気事業

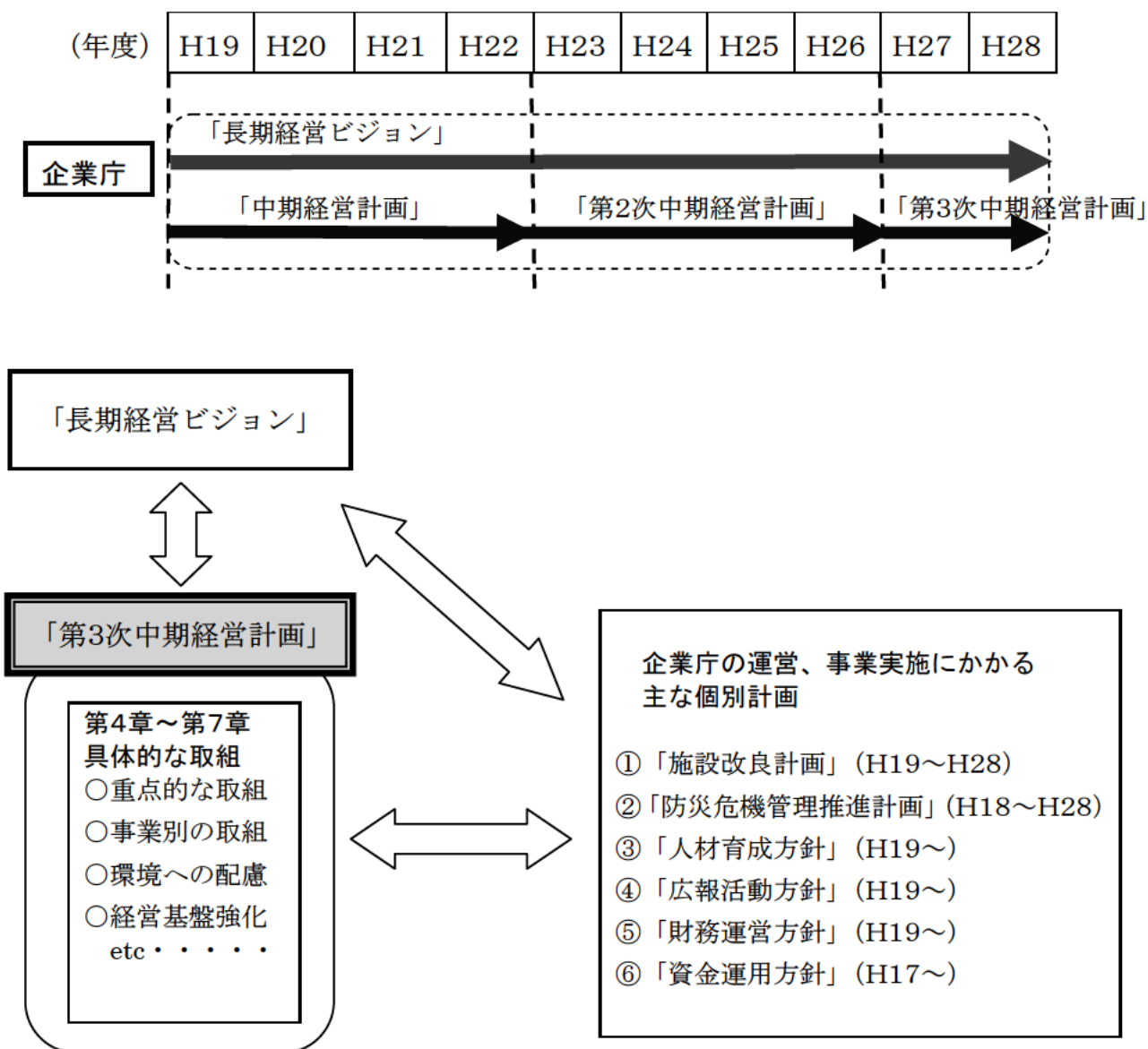
- ・ 水力発電事業の役割である再生可能な純国産のクリーンエネルギーの供給や地域貢献の取組を将来にわたって持続可能なものとするため、民間事業者への譲渡を円滑に進めます。

数値目標：①平成21年度末までの民間譲渡

②運営期間中の安全・安定供給

年間溢水電力量6,000千KWh、RDF外部処理委託量 0t

2 企業庁中期経営計画および他の個別計画との関係(イメージ図)



3 企業庁の主な個別計画

	計画名	策定年月日	計画期間	目的（概要）
1	「三重県企業庁 施設改良計画」	平成19年11月	10年間	大規模地震に備えるための耐震化、耐用年数を経過した施設の老朽劣化対策などの施設改良を計画的・重点的に実施するために定める
2	「三重県企業庁 防災危機管理推進計画」	平成18年3月 (平成19年12月 平成24年3月 平成26年3月 一部改定)	3年間 (10年間)	災害・事故などの対策、事業別の耐震化計画や安全対策など、企業庁の防災や危機管理に係る取組方針を定める
3	「三重県企業庁 人材育成方針」	平成19年11月	—	企業庁の求める人材像や職員に必要な職務能力を明らかにするとともに、能力開発と技術継承の方法など人材育成の仕組みや体制について定める
4	「三重県企業庁 広報活動方針」	平成19年3月 (平成23年3月 平成27年3月 改定)	—	県民の安心感や信頼を醸成するとともに、経営の透明性を高めるため、企業庁の広報活動の目標や取組方向を定める
5	「三重県企業庁 財務運営方針」	平成19年11月 (平成26年4月 一部改定)	—	計画的・効率的な事業運営を行うため、財務運営の基本方針を明確に定める
6	「三重県企業庁 資金運用方針」	平成17年3月	—	企業庁の資金の確実かつ効率的な運用を図るため、その運用および管理に係る基本方針を定める

4 平成25年度における各事業の決算状況

(1) 水道用水供給事業

①比較損益計算書(H25. 4. 1~H26. 3. 31) (単位:百万円、%)

科目	平成24年度	平成25年度	対前年度比率
営業収益	9,436	9,450	100.1
営業費用	7,095	7,282	102.6
営業利益	2,341	2,168	92.6
営業外収益	271	233	86.0
営業外費用	1,140	972	85.3
経常利益	1,472	1,429	97.1
当年度純利益	1,472	1,429	97.1
前年度繰越利益剰余金 (△は前年度繰越欠損金)	△1,499	△27	—
当年度未処分利益剰余金 (△は当年度未処理欠損金)	△27	1,402	—

②比較貸借対照表(H26. 3. 31) (単位:百万円、%)

科目	平成24年度	平成25年度	対前年度比率
固定資産	151,414	149,567	98.8
流動資産	15,169	16,492	108.7
資産合計	166,583	166,059	99.7
固定負債	6,679	6,345	95.0
流動負債	769	1,049	136.4
負債合計	7,448	7,394	99.3
資本金	114,537	112,699	98.4
自己資本	78,908	80,159	101.6
借入資本	35,629	32,540	91.3
剰余金	44,598	45,966	103.1
資本合計	159,135	158,665	99.7
負債・資本合計	166,583	166,059	99.7

(2) 工業用水道事業

①比較損益計算書(H25. 4. 1~H26. 3. 31) (単位:百万円、%)

科目	平成24年度	平成25年度	対前年度比率
営業収益	5,949	5,601	94.2
営業費用	4,468	4,530	101.4
営業利益	1,481	1,071	72.3
営業外収益	27	25	92.6
営業外費用	433	393	90.8
経常利益	1,075	703	65.4
特別損失	18	0	皆減
当年度純利益	1,057	703	66.5
前年度繰越利益剰余金 (△は前年度繰越欠損金)	6	0	皆減
当年度未処分利益剰余金 (△は当年度未処理欠損金)	1,063	703	66.1

(注) 平成25年度前年度繰越利益剰余金は、平成24年度未処分利益剰余金1,063百万円を減債積立金に積み立てたので、0円になっています。

②比較貸借対照表(H26. 3. 31)

(単位:百万円、%)

科目	平成24年度	平成25年度	対前年度比率
固定資産	121,272	121,730	100.4
流動資産	13,104	13,087	99.9
資産合計	134,376	134,817	100.3
固定負債	6,748	6,640	98.4
流動負債	658	825	125.4
負債合計	7,406	7,465	100.8
資本金	84,727	85,041	100.4
自己資本	65,361	67,572	103.4
借入資本	19,366	17,469	90.2
剰余金	42,243	42,311	100.2
資本合計	126,970	127,352	100.3
負債・資本合計	134,376	134,817	100.3

(3) 電気事業

①比較損益計算書(H25. 4. 1~H26. 3. 31)

(単位:百万円、%)

科目	平成24年度	平成25年度	対前年度比率
営業収益	2,703	2,588	95.7
営業費用	2,472	2,408	97.4
営業利益	231	180	77.9
附帯事業収益	989	1,355	137.0
営業外収益	40	10	25.0
附帯事業費用	974	1,212	124.4
営業外費用	129	100	77.5
経常利益	157	233	148.4
当年度純利益	157	233	148.4
前年度繰越利益剰余金 (△は前年度繰越欠損金)	△2,631	△2,474	—
当年度未処分利益剰余金 (△は当年度未処理欠損金)	△2,474	△2,241	—

②比較貸借対照表(H26. 3. 31)

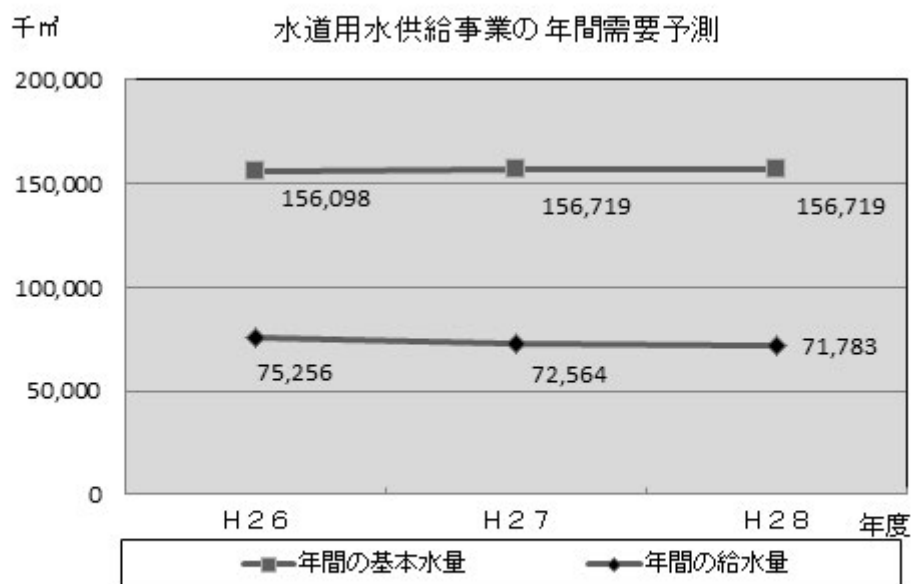
(単位:百万円、%)

科目	平成24年度	平成25年度	対前年度比率
固定資産	14,360	12,933	90.1
流動資産	2,858	3,455	120.9
資産合計	17,218	16,388	95.2
固定負債	568	296	52.1
流動負債	482	684	141.9
負債合計	1,050	980	93.3
資本金	15,496	14,717	95.0
自己資本	12,964	12,964	100.0
借入資本	2,532	1,753	69.2
剰余金	672	691	102.8
資本合計	16,168	15,408	95.3
負債・資本合計	17,218	16,388	95.2

5 事業別の需要予測

(1) 水道用水供給事業

南勢志摩水道用水供給事業において、平成27年4月から大台町に向けて1,700 m³/日の給水を開始しますが、水道事業全体としては人口減少等による使用水量の減少から、年間の給水量は今後2年間で約340万 m³程度減少すると見込んでいます。



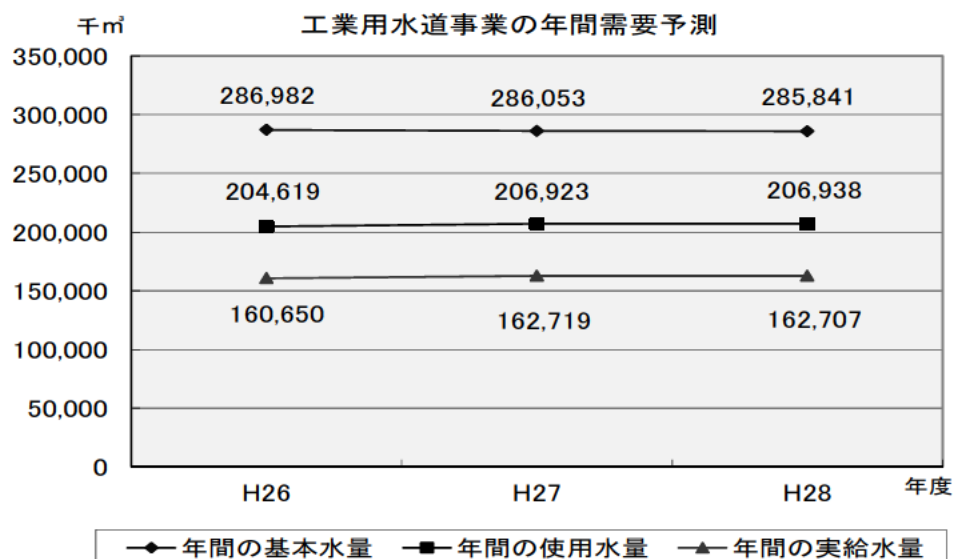
事業・水系別需要予測 (単位:千 m³)

事業・水系別		年度	H26※	H27	H28
北中勢	北勢系	木曾川	12,596	12,405	12,270
		三重用水	12,333	12,199	12,066
		北勢長良	3,343	3,312	3,276
	中勢系	雲出川	13,144	13,252	13,108
		中勢長良	10,731	10,819	10,701
南勢志摩			23,109	20,577	20,362
計			75,256	72,564	71,783

※ 平成26年度の給水量については、現時点(最終補正予算ベース)の見込を計上

(2) 工業用水道事業

工業用水については、新規ユーザーの確保に努めていますが、近年の産業構造の変化などにより水需要は減少傾向にあることから、今後2年間の基本水量^{※1}および使用水量^{※2}は、おおむね横ばいと予測し、基本水量は約2億8,600万 m^3 、使用水量は約2億700万 m^3 で推移するものと見込んでいます。また、実給水量^{※3}も約1億6,200万 m^3 前後で推移するものと見込んでいます。



※1 基本水量：1日の各時間において使用する水量の最大量に24を乗じて得た一日あたり水量を1年間分積み上げた水量

※2 使用水量：一日あたりの基本水量から一日あたりの休止水量を減じて得た水量を1年間分積み上げた水量

なお、休止水量の変更時期は、年2回となっています。(5月、11月)

※3 実給水量：1年間でユーザーに給水する水量

事業別需要予測

(単位:千 m^3)

事業		年度	H26※	H27	H28
北伊勢	基本水量		264,600	265,253	264,522
	使用水量		182,957	186,879	186,373
	実給水量		144,372	147,466	147,068
多度	基本水量		1,830	0	0
	使用水量		1,830	0	0
	実給水量		1,183	0	0
中伊勢	基本水量		6,500	6,709	7,267
	使用水量		5,780	5,953	6,513
	実給水量		4,292	4,420	4,836
松阪	基本水量		14,052	14,091	14,052
	使用水量		14,052	14,091	14,052
	実給水量		10,803	10,833	10,803
合計	基本水量		286,982	286,053	285,841
	使用水量		204,619	206,923	206,938
	実給水量		160,650	162,719	162,707

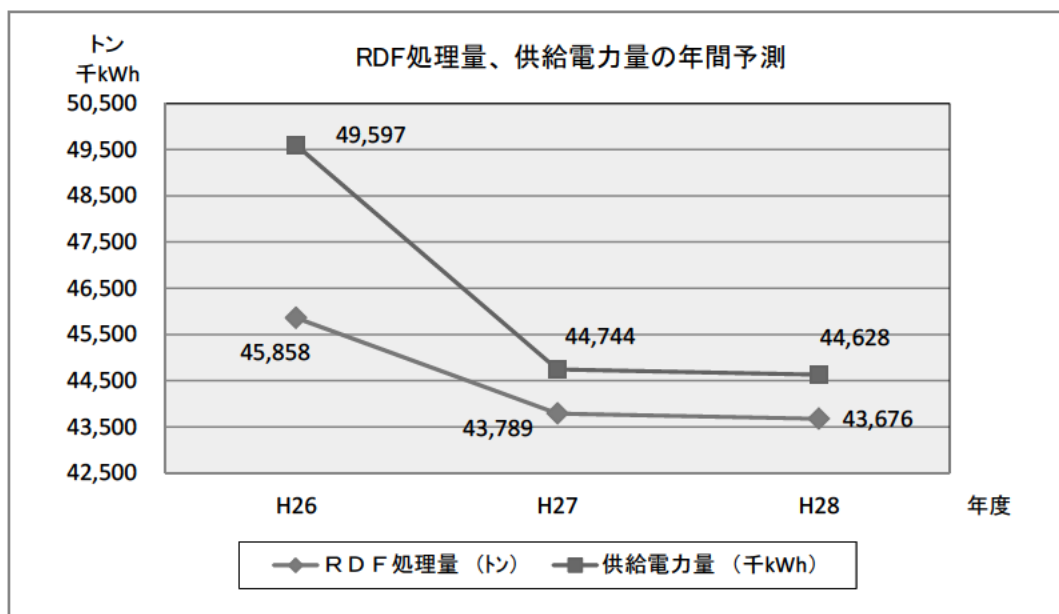
※ 平成26年度の実給水量については、現時点(最終補正予算ベース)の見込を計上

(3) 電気事業

各RDF製造団体から提出された将来のRDF処理委託量の見通しをもとに、各年度のRDF処理量は約4万4千t／年で推移するものと見込んでいます。

このことにより、供給電力量は約4,400万kWh／年で推移するものと見込んでいます。

なお、平成25年度末で志摩市が、平成26年度末で松阪市がRDF焼却・発電事業から脱退しました。



6 各事業の料金

(1) 水道料金

① 料金体系 基本料金および使用料金からなる2部料金制

② 算定期間 5年(原則) 前は、平成22年4月
(北勢系長良川水系は平成23年4月)

③ 算定方法

・基本料金(円/㎡・月)

算定期間中の起債などの支払利息や減価償却費など施設整備に要した資本費を基本水量で除して算出

・使用料金(円/㎡)

算定期間中の人件費・動力費・薬品費などの営業費用(維持管理費)を使用水量で除して算出

④料金の推移

(単位:円/㎡)

事業別			平成21年度	平成22年度	平成23~26年度	平成27~28年度	
北中勢	北勢系	木曾川 用水系	基本料金	680	670	670	700
			使用料金	39	39	39	39
		三重用水系	基本料金	3,300	2,930	2,930	1,710
			使用料金	39	39	39	39
		長良川水系	基本料金	(3,130)※1 1,400	(3,130) 1,400	(2,750) 2,560	(2,490) 2,300
			使用料金	39	39	39	39
	中勢系	雲出川水系	基本料金	470	1,000	1,000	980
			使用料金	39	39	39	39
		長良川水系	基本料金	2,030	1,000	1,000	980
			使用料金	39	39	39	39
南勢志摩			基本料金	1,290	1,070	1,070	780
			使用料金	39	39	39	39

※基本料金の単位:基本水量㎡あたり月額
使用料金の単位:使用水量㎡あたり
その他:全水系において180円の超過料金(単位は超過使用水量㎡あたり)を設定している。

※1北勢系長良川水系の()内は、亀山市の区域に係るもの

(2) 工業用水道料金

① 料金体系 基本料金および使用料金からなる2部料金制

② 算定期間 3年 前は、平成25年4月

③ 算定方法

・基本料金(円/㎡)

算定期間中の固定的経費(起債などの支払利息や減価償却費など施設整備に要した資本費や人件費等)を契約水量で除して算出

・使用料金(円/㎡)

算定期間中の変動的経費(動力費や薬品費などの営業費用)を使用水量で除して算出

④料金の推移

(単位：円／m³)

事業別		年度					
		平成2～4年度	平成5～11年度	平成12～17年度	平成18～21年度	平成22年1月～24年度	平成25～27年度
北伊勢工業用水道	基本料金	16.5	17.0	17.0	17.0	15.5	14.5
	使用料金	3.4	3.5	3.5	3.0	3.5	4.0
	超過料金	39.8	41.0	41.0	40.0	38.0	37.0
多度工業用水道	基本料金	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
	超過料金	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
中伊勢工業用水道	基本料金	20.7	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3
	使用料金	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
	超過料金	45.0	46.4	46.4	46.4	46.4	46.4
松阪工業用水道	基本料金	12.5	12.9	14.9	14.9	14.9	14.9
	使用料金	1.5	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1
	超過料金	28.0	29.0	32.0	32.0	32.0	32.0

(注) 平成2年度より料金体系の変更を行った。

7 「第3次中期経営計画」期間中の主な耐震化対象施設

(1) 水道用水供給事業

① 水管橋：2橋

対象施設	実施予定年度
① 櫛田川水管橋	H26～27
② 鈴鹿川派川水管橋	H26～29

(2) 工業用水道事業

① 主要施設：6箇所

対象施設	実施予定年度
[二期]	
① 野代導水ポンプ所 (建屋)	H25～27
② 野代導水ポンプ所 (沈砂池)	H25～28
③ 野代導水ポンプ所 (ポンプ井)	H25～27
④ 沢地浄水場 (混和池)	H25～27
⑤ 沢地浄水場 (沈澱池)	H25～27
⑥ 沢地浄水場 (配水池)	H25～27

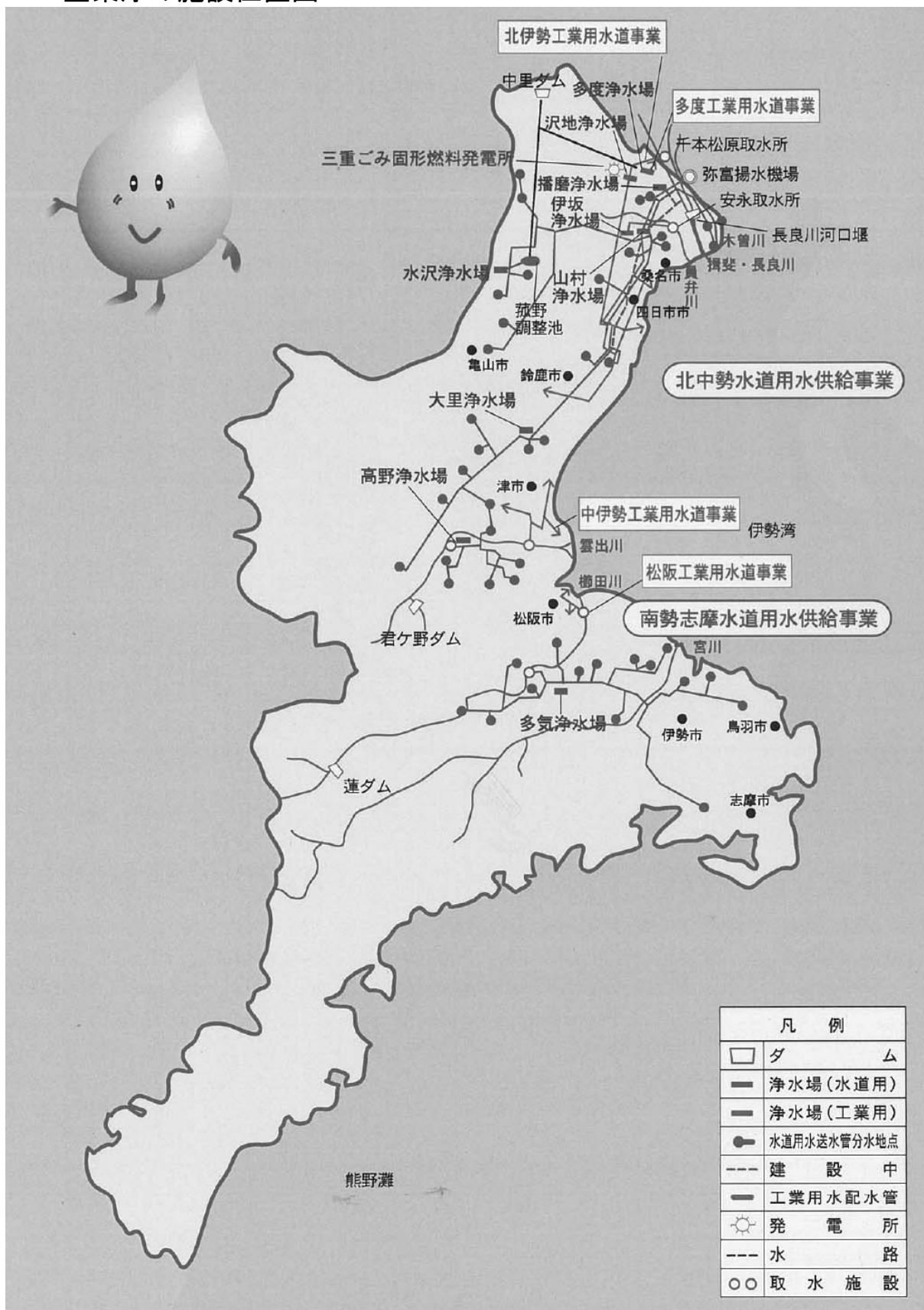
② 水管橋：4橋

対象施設	実施予定年度
[二期]	
① 三滝川水管橋 (前期)	H24～27
② 三滝新川水管橋	H24～27
[三期]	
③ 鈴鹿川派川水管橋	H26～27
[四期]	
④ 鈴鹿川派川水管橋	H26～29

8 浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託実施計画

		(H19～) 中期経営計画			第2次中期経営計画			第3次中期経営計画	
		(H19～) 長期経営ビジョン							
事業区分	事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 年度
工業用 水道事業	運転監視 業務	包括的な民間委託 実施済			包括的な民間委託 業務の見直し			包括的な 民間委託の 継続	
	浄水場 管理業務								
	維持管理 業務	単独外部委託						単独外部委託 (環境整備業務など)	
		【事業者責任に係る業務】企業庁職員による管理(配水運用など)							
水道用水 供給事業	運転監視 業務	北勢、南勢水道事務所 浄水場の運転監視業務の 民間委託実施済			全水道事務所 浄水場の運転監視業務の 民間委託実施済			運転監視業務の 民間委託の継続	
	浄水場 管理業務	企業庁職員による管理						企業庁職員による 管理	
	維持管理 業務	【事業者責任に係る業務】企業庁職員による管理(配水運用、水道法上の水質検査など)						単独外部委託(環 境整備業務など)	
		単独外部委託						単独外部委託(環 境整備業務など)	

9 企業庁の施設位置図



10 「企業庁のあり方に関する基本的方向について」（平成19年2月14日）

地方公営企業を取り巻く環境は事業を開始した時点に比べて大きく変化し、人口の減少や市町村合併の進展など様々な社会環境変化が起こっており、それらへの対応が求められている。一方、制度面では指定管理者制度や地方独立行政法人の活用など多様な主体による管理、運営の経営手法が可能となってきた。

このような動きに対応するため、企業庁においては、平成17年度に第三者機関として「企業庁の今後のあり方検討会」を設置し、平成18年3月に企業庁長に提言が行われたところである。一方、これと並行して、三重県議会においても、議長の諮問機関として「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会」が設置され、同委員会の報告を踏まえ、平成18年3月に議長から私に対し、「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」がなされたところである。

このような経緯を踏まえ、平成18年3月の「みえ経営改善プラン」において、企業庁の経営形態等将来のあるべき姿について基本的な方向を示すことを公表し、その検討のため、平成18年6月に「公営企業(企業庁)のあり方検討委員会」(以下「検討委員会」と言う。)を設置したところである。

この検討委員会に対し、県民の利益を確保するという視点に立って、補完性の原理に照らした国・地方あげての政府のスリム化等社会全体のコスト削減や危機管理上の適切な対応など、県の責務を果たすための最適な経営形態を検討していただくようお願いし、1月24日に最終報告がなされたところである。

検討委員会では、企業庁の将来のあるべき姿について「新しい時代の公」の下での「県が担う領域の判断基準」を踏まえ、県民の目線に立ってしっかりと検討され、10年後を見据えた結論をいただいたと認識している。このため、企業庁が行っている三事業の経営形態については、検討委員会の報告を尊重し、以下の方向で進めるものとする。

1 水道用水供給事業の経営形態のあり方

(1) 民間的経営形態の導入

① 技術管理業務の包括的な民間委託の導入

水道用水供給事業は、ライフラインの確保、危機管理面などからの公的関与の必要性、他の自治体の民間事業者の参入状況等の例から判断すると、直ちに実施主体を民間とする性格の事業ではない。

このため、公営企業形態で事業を継続することとするが、県と市町の役割分担を検討のうえ、市町への一元化が当面对象とならない地域については、更なる民間的経営形態の導入を進めることでコスト縮減を図るため、民間企業の成熟度を見極めながら、共同管理を行っている工業用水道事業と合わせて技術管理業務の包括的な民間委託を導入するものとする。

② 指定管理者制度及び地方独立行政法人の活用

指定管理者制度や地方独立行政法人の活用については、他の自治体の例や民間事業者の参入状況等に留意しつつ効果を慎重に検証することが必要であり、将来的な検討課題とする。

(2) 市町との役割分担

1市への供給を行っている地域については、より効果的な事業運営が図れる市の水道事業への一元化を進める。ただし、市への移譲にあたっては、市側の受入体制を整える必要性や財政面の市の負担を踏まえ、移譲時期や技術面・財政面での配慮の必要性などについて市と十分協議するものとする。

2 工業用水道事業の経営形態のあり方

(1) 技術管理業務の包括的な民間委託の導入

工業用水道事業は、国土保全面、産業基盤面、地域振興面などからの公的関与の必要性、他の自治体の民間事業者の参入状況等の例から判断すると、直ちに実施主体を民間とする性格の事業ではない。

このため、公営企業形態で事業を継続することとするが、更なる民間的経営形態の導入を進めることでコスト縮減を図るため、民間企業の成熟度を見極めながら、共同管理を行っている水道用水供給事業と合わせて技術管理業務の包括的な民間委託を導入するものとする。

(2) 指定管理者制度及び地方独立行政法人の活用

指定管理者制度や地方独立行政法人の活用については、他の自治体の例や民間事業者の参入状況等に留意しつつ効果を慎重に検証することが必要であり、将来的な検討課題とする。

3 電気事業の経営形態のあり方

(1) 水力発電事業の民間譲渡

電気事業は、水力発電が再生可能なクリーンエネルギーであり、一定の公的関与の必要性はあるが、水力発電事業については、既に電力会社も実施しており、民間譲渡した場合でも事業の継続が期待できることから判断すると、民間譲渡が最初の選択肢となる。このため、譲渡額の精査、譲渡先の検討、譲渡方法などの検討を進め譲渡方針を整理するものとする。

(2) 水力発電事業の譲渡条件の考え方

譲渡条件としては、適正な譲渡価格の設定に加え、

- ・全ての発電所が継続して運営されること
- ・地域貢献の取組が継続されること

を条件の基本としながら、総合的な視点で検討を行う。

なお、上記の条件を満たすことが困難な場合は、再度、対応策を検討する。

(3) RDF焼却・発電事業の今後のあり方

モデル事業として企業庁が実施しているRDF焼却・発電事業は、水力発電事業の附帯事業である。本体事業の水力発電事業を民間譲渡する場合は、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、関係市町と事業の運営方法について協議を行うものとする。

「三重県企業庁第3次中期経営計画」

(平成27年度～平成28年度)

平成27年3月発行

編集・発行 三重県企業庁

お問い合わせ先 三重県企業庁企業総務課

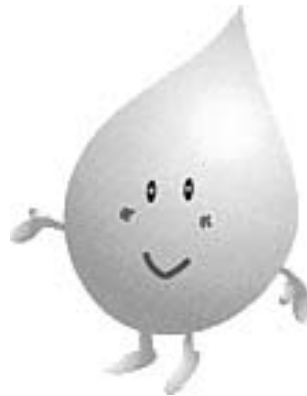
〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話 059-224-2822

FAX 059-224-3045

E-MAIL kigyok@pref.mie.jp

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/>



クリーンな水と電気をお届けする
三重県企業庁

